

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
泉園 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 事業計画書

## 1. 泉園の運営方針

ヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって統合医療を行います」を基軸とし、同グループの事業骨子『安全から安心に・・安心からゆとりに～安心実現にて満たされた暮らしを実現します』の実現のため、医療支援による「健康力」、生活支援による「元気力」を増進させるためのサービスの提供ができるよう努めています。

## 2. 介護老人福祉施設泉園の運営方針

### 特養：

入所者様の「健康力」、ならびに「元気力」の向上を図り、ゆとりのある対応で安心して過ごしていただけます。医師・看護職員・介護職員・理学療法士・管理栄養士等の多職種間連携の強化を図ります。体調変化等に早期対応ができるよう、観察力の向上を図っていきます。また、併設する短期入所生活介護事業所・通所介護事業所との連携を図り、切れ目のない介護サービスの提供に努めます。

### 短期入所：

心身の状況、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭や介護者の身体的及び、精神的負担の軽減を要する等、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対し、要介護状態の軽減や認知症等の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事、日常生活上の介護、機能訓練等のサービスを提供します。

なお、4日以上の継続利用者についてはケアプランを作成し、利用者に応じた介護を提供することに努めます。

## 3. 介護老人福祉施設泉園としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

利用者のニーズを捉え、より利用者様本位の介護を行うために職員個々で考え、共有して職員の意識向上を図ります。利用者の方々が安心して暮らしていただけるよう利用者と向き合い共感していくける介護を行っていきます。

### (2) 看護部門

日々の健康チェック（血圧・検温・検脈・体重測定等）及び定期健診、入所時の検診を実施することにより利用者の健康把握を行い、状態変化等の早期発見に努めます。

また、食中毒及びインフルエンザ・胃腸炎等の感染疾患には十分注意を払い、衛生管理、予防接種等で蔓延の予防に努めます。

### (3) 機能訓練部門

リハビリテーションの援助が必要な方には、機能訓練指導員、理学療法士により、個別機能訓練計画を作成し、専門的技術を取り入れた機能維持及び向上を目指し、その方に合った援助を行います。麻痺や拘縮などの機能障害のある方には、関節可動域の拡大に向けてのリハビリを

行っています。

#### (4) 栄養部門

個別に栄養ケア計画を作成し、個々の栄養状態の把握、個々の利用者様に対応した栄養管理を行います。個人の嗜好を取り入れ、バランス・バラエティーに富んだ季節感のある食事を提供するとともに、食材の色彩を生かし、適時・適温食とし、暖かい家庭の雰囲気の提供に努めます。又、月に1回のお楽しみメニューを取り入れ、テーマのある食事を提供します。

食形態の配慮、誤嚥防止等のリスク管理を行います。また、経口摂取を基本とした調理方法に様々な創意工夫を凝らし、栄養指導等を行い、特別食（疾患別）への対応も取り組むなど、個々の食事形態への対応と美味しさ・楽しさを感じられる食事の提供を行います。

衛生管理として、食中毒の予防、衛生面に注意し、適切な検査・管理・調理を行い、厨房内や食堂を常に清潔にします。

災害時における非常食を適切に管理し、数種類のメニューを確保します。

#### (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

利用者のニーズを捉え、利用者の意向に沿った「できることの維持」、「できることを増やす」を目標に他職種で協力してマネジメントを行っていきます。

利用者、家族からの質問・苦情があった場合には迅速に対応し、信頼関係構築に努めています。施設生活に伴うリスクの説明を家族へ行い、意向を確認し利用者、家族が納得されるケアの提供に努めます。

### 4. 行事の実施

外出機会の少ない施設入所者に季節感を味わっていただき、気分転換を図るために施設内外の行事を企画・開催します。

月	行 事 予 定	地域交流予定
4月	● 花見	
5月		● 盲学校実習
6月		
7月	● 七夕まつり	
8月	● 泉園夏祭り	
9月	● 防災・避難訓練	
10月		● 保育園神輿来園
11月		
12月	● 忘年会	
1月	● 祝賀会 ● お茶会	
2月		
3月		

※毎月、買い物代行

## 5. 会議・研修等の開催

### (1) 会議

会議では参加職員・実施時間・分類・テーマを明確にし、各職種間の連携を強化することにより、情報の共有が図れるように取り組みます。

〈会議の種類〉	〈開催時期〉	〈テーマ〉
① 運営会議	毎月開催	事業所の運営に関する事項
② 介護リーダー会議	毎月開催	情報共有・業務等に関する事項
③ 全体会議	毎年開催	施設全体の業務の情報共有

### (2) 研修

グループ内・施設内に於いても研修を企画し参加していきます。また施設外の研修(喀痰吸引研修・認知症研修)にも可能な限り参加していきます。

### (3) 委員会

委員会活動では、各委員会が専門性を持って実践し、内部研修につなげるとともに、知識、技術の向上や連携の強化を図り、サービスの充実に反映できるよう取り組みます。

#### ① 身体拘束検討・虐待防止・感染症予防対策委員会

[開催時期] 3ヶ月に1回 [検討内容] 予備軍のケース検討他

#### ② サービス向上・事故防止委員会

[開催時期] 2ヶ月に1回 [検討内容] 事故報告書等の検討

#### ③ リハビリ・褥瘡予防委員会

[開催時期] 3ヶ月に1回 [検討内容] ケースの検討他

#### ④ レク・行事企画委員会

[開催時期] 適宜開催 [検討内容] 行事内容の検討・企画

## 6. 泉園における防災への取り組み

緊急時における円滑な誘導、職員呼び出し、初期消火を実施できるよう、年4回の防災訓練（4回のうち、2回は夜間想定の避難誘導訓練と火災想定時の緊急連絡網による通報訓練）を確実に実施し、防災意識の向上に努めます。また、地域の防災訓練に参加するなど緊急時に協力体制が取れるよう連携を図っていきます。

## 7. 業務遂行における取組

職員の資質向上のためにも、実業務に即した専門的知識の習得及びモチベーションの維持・向上を図ります。そのためにも研修等に積極的に参加を行い、知識・意識を高めていきます。症状が重度化する利用者様への対応については、各職種が専門性を持って実践し知識や共通の認識に基づき対応を行ったうえで、他職種間の連携を図っていきます。

## 8. コストに関する取り組み

開設40年を過ぎ、施設の設備全般が老朽化しており、大がかりな修繕が必要になってきています。新たな設備投資によりコスト軽減が図れる部分もありますが、修繕費が大きな負担になつて来ています。細かな備品・消耗品等ならびに固定費の節約・削減、高騰している光熱費

等についても可能な限り節約に努めます。

## 9. 事業所の稼働向上に関する取組み

### 特養 :

今年度は特養の目標稼働率としては、95%とします。引き続き個々の利用者様の状態の把握をし、変化に気づき早期の受診を心掛け入院の減少に努め、入院による空床数の少ない状態を継続できるようにしていきます。また医療機関・家族との連携強化を図り、スムーズな退院・再入所に繋げるよう努めます。空床期間の短縮の為に併設する短期入所生活介護事業所とも連携を深め、稼働率の目標達成に努めていきます。稼働率向上のために、人員不足の中でも満足なサービスの提供が行えるよう、業務の見直しを行っていきます。

### 短期入所 :

令和7年度の目標を稼働率90%と定め、併設する特別養護老人ホームと連携を深めて、居室の整理を進め、特養の空床を活用して稼働率向上に取り組んでいきます。

2025年度 社会福祉法人 寿泉会  
泉園 通所介護事業所 事業計画書

## 1. 泉園の運営方針

ヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって統合医療を行います」を基軸とした同グループの事業骨子『安全から安心に・・安心からゆとり（幸せ）に』の実現の為、医療支援及び生活支援を実施し、利用者及び家族の「癒し」「満たし」を考えたサービスの提供ができるよう努めています。また、職員の意識の向上と、きめ細やかなサービスの品質、技術を高め展開することで、地域における在宅生活の一助を担える「価値ある空間づくり」を図ります。

## 2. 泉園通所介護事業所の運営方針

利用者の人権と尊厳を守り、日常生活の活性化・心身機能の維持向上を目的とし、個々の残存機能に応じた自立生活を営むための分析を行い、居宅サービス計画に基づいた個別援助計画を作成し実施します。

また、日々介護に携わっている介護者の身体的・精神的負担を軽減し、利用者の暮らしや趣味を活かした、様々な個々のニーズに密着した質の高いサービスの提供に努めます。

## 3. 泉園通所介護事業所としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### （1）介護部門

#### ①日常生活上の援助

- ・食事、入浴、排泄等の利用者に見合った支援を提供し、自立した生活が送れるよう実施します。
- ・送迎（要介護者・総合事業対象者・短時間D S）を実施します。

#### ②機能訓練等のサービス

- ・集団体操、歩行訓練、日常生活動作に関する訓練を利用者に応じて対応します。
- ・同グループに所属している、専門インストラクターによる集団リハビリ・脳トレーニングを実施し、各利用者に提供することで、質の向上を図ります。
- ・機能訓練指導員（按摩師）による指圧の実施。首・肩・腰部などツボを指圧する事で、浮腫やコリの改善、食欲増進などの効果が期待できます。

#### ③レクリエーション、行事的活動

##### ・年間行事

→定期的に行事を実施し、他の利用者との関わりを持ち、QOLの向上を目指します。

##### ・趣味の活動

→集団でのレクリエーションだけでなく、状況に合わせ個々に応じた対応をすることにより、ニーズに合わせたサービスを提供します。

#### ④食事サービス

##### ・食事の摂取の介助

→利用者に応じた介助を行い、残存機能を活用し自立した対応を行います。

食事量の把握に努め、情報を必要に応じ家族、ケアマネージャーと共有します。

##### ・準備、後始末の対応

→食事前には、誤嚥予防とし口腔体操を行い、手指消毒を徹底し衛生面を保ちます。

##### ⑤健康状態の確認

- ・毎日の健康チェック（血圧・検温・検脈）に定期的な体重測定の実施により、利用者の健康状態を把握し、気づいた点があれば家族やケアマネージャーに報告します。
- ・感染症流行時期には速やかに情報収集を行い、早期対応に取り組める対策を取ります。

##### ⑥相談、助言

- ・利用に関する相談
- ・日常生活動作に関する訓練
- ・福祉用具の利用法
- ・社会資源（フォーマル・インフォーマル）の情報提供

→各専門職で連携を取り、必要に応じて家族、ケアマネージャーに情報を伝え、各利用者に対応した介護支援を提供します。

#### (2) 看護部門

- ・現在看護師は配置されていない為（地域密着型10名定員の場合、配置は必要ない）、緊急時の場合は、併設している特養の医師、看護師と連携を図り、対応します。

#### (3) 機能訓練部門

- ・機能訓練指導員（按摩師）による指圧の実施により肩や首、腰などの痛みやコリの改善や、食欲増進などの効果が期待できます。
- ・残存機能の活用を第一とし、日常生活動作訓練（トイレ誘導、フロア内内の歩行、立ち上がり、立位保持など）を実施し利用者の残存機能維持に努めます。

#### (4) 栄養部門

- ・春夏秋冬と3ヶ月周期でその季節ごとの旬の食材を使用したメニューを提供するとともに、食材の色彩を生かし、適時・適温食として提供します。
- ・食事を楽しんで頂けるよう、季節ごとの行事に際し、催し物と合わせ、その季節行事に見合った食事を提供します。
- ・栄養士と情報共有を行い、利用者に応じた食事量、食事形態を提供できるよう努めます。

#### (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・個別の家庭状況を把握し関連機関と密に連携を図ります。本人の状態に応じたサポート体制を継続します。
- ・苦情の窓口となり、問題解決に努めます。誠意ある対応を行います。
- ・職員の育成に努め、支援向上を図り、よりよいサービスを提供いたします。
- ・デイサービス利用に係る全般（施設案内、見学、契約）の説明をさせて頂きます。

## 4. 行事の実施

（年間行事表）

	行事内容	備 考
4月	お花見（桜） (3月又は4月)	実施時期については桜前線を確認
5月	買い物・喫茶店（外出） 菖蒲見学	実施時期については状況に応じて
6月	紫陽花見学	実施時期については状況に応じて
7月	七夕	雰囲気作り（短冊等）
8月	夏まつり	食べ物をメインとしたお祭り行事
9月	買い物・喫茶店（外出）	
10月	外食グルメ	鰻食べ歩き
11月	紅葉見学	実施時期については状況に応じて
12月	忘年会	食べ物をメインとした親睦行事
1月	初詣 餅つき	最寄りの神社
2月	買い物・喫茶店（外出）	
3月	お花見（桜） (3月又4月)	実施時期については桜前線を確認

#### （月行事）

- ・誕生会（プレゼント贈呈）
- ・泉農園（随時実施）
- ・慰問によるレクリエーション（随時受入れ）

### 5. 会議・研修等の開催

#### （1）会議

- ・毎月第一火曜日にデイ会議を開催し、管理者、相談員、介護員が出席し、情報の共有、意見の交換、業務の見直し、業務運営における改善手段の策定を行います。
- ・毎月第一水曜日に運営会議に出席します。
- ・奇数月第三水曜日の地域密着型サービス運営推進会議に出席します。

#### （2）研修

- ・職員の知識・技術向上を図るため、必要な研修については、積極的に参加します。

#### （3）委員会

- ・毎月第二火曜日に身体拘束委員会を実施します。
- ・毎月第二火曜日に感染症委員会を実施します。

### 6. 泉園デイサービスにおける防災への取り組み

- ・施設内での防災訓練への参加により、防災意識の向上を図ります。

- ・B C P（事業継続計画）を作成し、定期的に改善、見直しを行い、緊急事態にも対応できるよう努めます。

## 7. 業務遂行における取組

- ・毎月のディ会議にて情報を共有し、職員全員で問題に取り組み、業務に努めていきます。
- ・利用者の個々の状態を把握する為、職員共有ノートを作成、記入することで、速やかに対応ができるよう努め、意識の向上を図ります。
- ・事業計画書に基づき、各職員サービス状況を把握し、対応に繋げていきます。

## 8. コストに関する取り組み

- ・物品を管理する担当職員を決め、備品や消耗品（文房具や生活雑貨等）の管理を行うことで物品の見直し、購入先の見直しを行い、コスト軽減に取り組んでいきます。
- ・職員が個々に意識を持ち、水道光熱費や通信費の削減に努めます。

## 9. 事業所の稼働管理

- ・事業所の稼働目標数値を80%に設定し、数値管理を行います。  
施設入所、長期のショートステイを利用される方が多く、登録人数の減少傾向にある為、受入れ体制を緩和し、移動率を向上できるよう努めます。又、現在利用して頂いている利用者の健康管理、ご家族様との信頼関係、適切なサービスを継続するで、長期間利用して頂くことで、実績の安定に繋げていきます。

# 2025年度 社会福祉法人寿泉会 津中部西地域包括支援センター事業計画書

## 1 運営方針

介護保険法第115条の46の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置し、地域の中核機関として役割を果たすために、以下の3つの視点を軸とした地域包括支援体制を確立します。

### （公益性の視点）

地域における介護・福祉行政の一翼を担う『公益的な機関』として、公正性及び中立性の確保に努めます。

### （地域性の視点）

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行います。また、地域ケア会議や協議体等による協議の場を通じて地域住民や関係団体、サービス利用者や事業所等の意見を幅広く汲み上げ地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

### （協働性の視点）

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員がそれぞれの専門性を生かせるよう相互に情報を共有し、様々な相談に対しチームとして対応することを基本とします。なお、地域の保健・医療・福祉の専門機関や民生委員等の関係者とも連携を図りながら活動します。

ヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって健康医療を行います」を基軸とし、より効果的な医療支援及び生活支援の実施が可能となるよう努めるとともに、まごころをもって対応し、人生を楽しんで頂けるようきめ細やかな支援方法の充実を目指し、地域と交流を深め、調和の取れた親しまれるセンターづくりを目指します。

## 2 事業内容

### 各業務に係る推進方針

委託業務の実施に当たっては、相談頻度の高い時間に対応できるよう柔軟な勤務体制を組み、終日連絡がとれるよう又は緊急時に連絡が取れるよう休日・夜間の転送電話や法人の併設施設との連携により対応できるような措置を講じることとし、利用者の意向に配慮しながら津市との十分な連携の下、次の業務を行うものとする。

#### （1）総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要か課題を把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等、次の取組を行うものとする。

## ① 実態把握

津市から提供される民生委員・児童委員によるひとり世帯高齢者実態把握名簿の活用のほか、さまざまな手法により高齢者の健康状況や生活状況等を把握することで、地域の潜在的な課題やニーズを把握します。

## ② 総合相談業務

センターは、地域における保健医療・福祉の中核的機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもとに幅広い総合的な相談を行います。また、市担当部署や在宅介護支援センター等との連携のもと、いつでも相談対応できる体制をつくります。

### (具体的な取り組み)

- ・ 受付をした相談票について、毎月の包括会議にて「終結」以外の項目について、「継続」「連絡待ち」の支援状況を確認し、相談の終結を目指した対応を行います。
- ・ 相談票の内容については、高齢者の困りごとを出発点とした個別相談事例から見える個々の課題の積み重ねと「相談者」「相談方法」「地域」「相談経路」「相談内容」「対応方法」を集計、分析することで、地域における問題と課題及び社会資源の把握に努めます。
- ・ 相談については、センターの各専門職が連携して支援方針を検討し、必要に応じ関係機関と連携を図り、適切な対応にあたります。

## ③ 地域におけるネットワークの構築

### ア 地域の社会資源やニーズの把握

相談時に適切な情報を提供できるよう、地域の社会資源を的確に把握するとともに、その活用について関係機関との連携、調整を図ります。

### イ ネットワークの構築

幅広い相談に対応できるよう、地域の社会基盤の整備を行う津市社会福祉協議会の第1層・第2層生活支援コーディネーターなどさまざまな関係機関とのネットワーク構築を図ります。また、認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防等の相談にも対応できるよう、これらのネットワークを有効に活用します。

### ウ 認知症サポーター（チームオレンジあしたば）の活用

令和6年度より生活・介護支援サポーターのフォローアップ・活用が、センターの業務仕様書より外れ市担当部署での行政管理となった為、今後は認知症サポーター（チームオレンジあしたば）を活用することにより、既存のサービスや制度で埋められない身近なニーズへの対応を図ります。

### エ 津高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワークの構築

高齢者が、安心・安全に暮らせるよう民間団体及び関係機関が連携協力することにより、高齢者虐待の早期発見や防止、被虐待高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援や徘徊高齢者等の安全確保とその家族等への支援を行う。

## (2) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、あるいは適切なサービス等につながらないなどの困難な状況にある高齢者が地域において安心して尊厳ある生活を営むことができるよう、次の専門的・継続的な視点から支援を行います。

## ① 成年後見制度

認知症などにより判断能力を欠く状況にある人たちに、本人の意思を尊重し、かつ本人の状態や生活状況に配慮しながら契約などの法律行為や金銭管理を支援することにより権利擁護が図れるよう、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

## ② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行います。市担当部署と連携・協働を図り、適切な対応に努めます。

## ③ 困難事例への対応

8050問題やヤングケアラーなどの家族問題を含めた複合的課題や支援拒否、既存のサービスでは対応できない困難事例を発見した場合は、センターの各専門職が多機関・多職種と連携し実態把握を行い、対応策を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し関係機関との連携による適切な対応に努めます。

## ④ 消費者被害防止

市・県の消費生活センターや警察等との情報共有により消費者被害情報の把握を行い、地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等に情報提供を行うなど被害の未然防止・予防に努めます。

### (具体的な取り組み)

- ・ 成年後見制度利用については、関わりの中で予見できることがあれば早期から津市社会福祉協議会の成年後見サポートセンターなど関係機関と連携を図り、高齢者が不利益を被ることなく、尊厳ある生活が維持できるよう成年後見制度の利用申し立て支援などを行います。
- ・ 高齢者虐待については、高齢者虐待防止法の法令遵守に努め、市担当部署と連携・協働を図り、情報収集や調査、計画的な支援を実施します。48時間以内の緊急性を常に意識し、専門職としての倫理を持って対応に努めます。
- ・ 消費者被害を受けていると思われる高齢者を発見した場合には、すみやかに市・県の消費生活センターへ相談・情報共有を行います。関係機関との連携を図ることで被害を未然に防ぐことができるよう努めます。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携や施設との連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する次の支援等を行います。

### ① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するために、関係機関との連携を構築します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域のさまざまな社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制に配慮します。

### ② 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別支援や相談等への対応を図るとともに、情報提供や地域ケア個別会議・地域交流会等での事例検討や研修会等を通じた資質向上に取組みます。また、そのために介護支援専門員協会や津市在宅療養支援センター等のネットワークを活用します。

### ③ 認知症高齢者及び家族への支援

認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題に対応できるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や各関係機関との連携を図りながら、継続的な支援を行います。

(具体的な取り組み)

- ・ 介護支援専門員からの個別相談の実施。また、相談内容や地域ケア会議の集積と主任介護支援専門員と年1回情報共有を図り、ケアマネジメントがしやすい環境を整備すべく、研修会や交流会、地域ケア個別会議の企画・立案を行います。

## (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

センターは、包括的支援事業の効率的な実施のために、介護保険サービスに限らず、津市の保健・福祉サービスや地域の医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源を把握し、有機的に連携することができる環境整備を行います。

(具体的な取り組み)

- ・ 地域の関係機関や社会資源について役割や特徴を地域ケア個別会議や協議体等で共有し、顔の見える関係作り・ネットワークのみえる化に取り組みます。

## (5) 介護予防普及啓発事業

センターは、介護予防に関する知識の普及・啓発や介護予防教室等への参加勧奨を通じて、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らすことを支援します。

(具体的な取り組み)

- ・ 地域の既存のサロン活動・健康教室等「サロン〇〇、～組（仮称）」に包括職員等が出向き普及啓発・相談機能を持つことで、健康へのニーズ把握や参加による社会的役割を考える機会を作り well-being を目指す。
- ・ 津市社会福祉事業団委託事業の津市西部市民センター「すこやかセミナー」にて年間7回の介護予防や高齢期における健康管理に関する教室を開催する。

## (6) 在宅医療・介護連携推進機関との協働

センターは、高齢者が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることを目的として、市内の地区医師会、医療機関、在宅医療・介護連携推進機関等と連携し、適切な在宅医療・介護サービスの提供体制構築を推進します。

(具体的な取り組み)

- ・ 津市在宅療養支援センターへの専門部会や年4回の多職種連携研修会・年1回の市民向け啓発講演会への参加により、在宅医療・介護連携推進事業に参画します。

## (7) 生活支援コーディネーターによる社会基盤整備との協働

センターは、高齢者の自立した日常生活及び介護予防等を目的として、地域の社会基盤の整備を行う津市社会福祉協議会の第1層・第2層生活支援コーディネーターと連携し、多種多様な主体による支援体制の構築を推進します。

(具体的な取り組み)

- 一人の困りごとを出発点とした個別相談事例から見える地域課題の積み重ねにより、地域の生活環境（生活支援、介護予防）について、地域ケア個別会議や協議体等で情報を共有し取り組むことで住みやすい地域を協働で作ります。

### 【センターの取組における重点項目】

- 地区的社会福祉協議会や第2層生活支援コーディネーターと協働し、地域のサロンへの出前講座等の支援活動を行う。
- 地区的津市社会福祉協議会や第1層・第2層生活支援コーディネーターと協働し地域の社会基盤の整備について話し合う協議体の発足に向けて検討を進める。

## (8) 認知症への総合的な支援

センターは、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等の関係機関と連携を行い、認知症高齢者やその家族の多様な相談に対応します。

(具体的な取り組み)

- 認知症については、認知症高齢者本人やその家族の意向や取り巻く環境をふまえ、かかりつけ医や認知症専門医療機関、専門職との協働で本人の能力や役割・生きがい作りなどを考えた相談対応を行います。

### 【センターの取組における重点項目】

- センターに認知症地域支援推進員（チームオレンジコーディネーター）を配置し「津市チームオレンジ・あしたば」の支援活動と認知症高齢者やその家族の多様なニーズをつなげていきます。また、あしたばの事務局として津市チームオレンジ・あしたばの活動を市担当部署・津中部北地域包括支援センターと連携しながら支援していきます。
- 市内の認知症サポートー数を増やし、【チームオレンジあしたば】の活動を活発化させるべく、各地区でのサポートー養成講座の開催を進めています。またその為に地域の関係機関や公共施設・商業施設などに積極的に普及啓発を行います。

## (9) 地域ケア会議の開催

センターは、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等の地域の関係機関、介護支援専門員等の多職種が参加する地域ケア会議の開催を通じて、地域における包括的・継続的なケアを実施するための関係機関との連携体制を構築します。

(具体的な取り組み)

- 地域ケア個別会議（支援困難）の開催（随時：年間9回以上の予定）
- 地域ケア個別会議（自立支援）の開催（年間1回以上の予定）
- 従前の地域ケアネットワーク会議（地域連携）は令和6年度よりセンターの業務仕様書より外れた為、西郊第2地区では地域の社会基盤の整備について話し合う協議体の発足に向け

て検討を進め、美里地区では引き続き協議体での連携を継続する。

- ・地域ケア会議は、開催目的を合意形成し手段(開催すること自体)が目的化しないように留意して開催し、開催結果については評価を行い出席者に報告する。

#### (10) 介護予防・日常生活支援総合事業

センターは、介護予防・日常生活支援総合事業の活用により、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるよう必要な援助を行います。

(具体的な取り組み)

- ・ ニコニコサロン〇〇←地区名（地域さえあい通所支援事業）との連携をします。

#### (11) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、本人の自己能力を発見し、主体的な活動を通じて生活の質の向上を目指す支援を行います。また、個々の高齢者に応じた支援計画を作成するとともに、その達成状況を評価したうえで、必要に応じて計画を見直します。

(具体的な取り組み)

- ・ 法令遵守に則り、委託業務についても居宅介護支援事業所等に周知徹底をします。

#### (12) その他

介護保険サービス外の市が独自で行う高齢保健福祉事業（任意事業含む）を把握し、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために活用するべく、協力・連携を行うこととします。

### 3 会議・研修等の開催（出席・参加を含む）

#### (1) 会議

- ・ 地域包括支援センター職員会議（1回/月）、支援困難事例や虐待対応事例等のケース会議（適宜）、継続相談対応のケースについての支援方法検討（朝礼時など随時）を実施します。
- ・ 包括カンファレンス（1回/月）：センターの支援困難ケース等を同法人内にある津中部東地域包括支援センターと事例検討します。
- ・ 専門部会：センター長会議、保健師看護師専門部会、主任介護支援専門員専門部会、社会福祉士専門部会に出席します（令和7年度の回数未定）。
- ・ 地域密着型サービス運営推進会議（担当エリアの7事業所）に出席します。

#### (2) 研修

- ・ センター職員の資質向上の為、県・市などの行政機関や津市在宅療養支援センター・三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会等の関係機関が実施する研修会へ参加します。

### 4 コストに関する取り組み

- ・ 職員の不注意や環境整備不足による物品の浪費や破損を防ぎます。

- ・ 消耗品の管理について適正な使用と購入をします。

空P

2025年度　社会福祉法人寿泉会  
八幡園通所介護事業 事業計画書（案）

## 1. 八幡園の運営方針

八幡園は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復並びに家族の介護負担の軽減を図ることを目的とします。また関係機関と密接に連携し、提供するサービスについては、分かりやすく説明し、サービスの質の管理を行います。

八幡園周囲の地域住民に愛され、地域になくてはならない存在であり続け、地域住民の協力の下、集いの場となり、楽しんで交流できることで、いつまでもお元気で安心した暮らしの継続ができるように事業を行います。

## 2. 八幡園通所介護事業の運営方針

- ・認知症に対して適切なサービスを提供していく上で、職員個々が認知症等のあらゆる知識や技術を学び、安心・安全な環境と自由でその人らしい暮らしができるよう支援します。
- ・在宅生活への課題点や環境面を把握し、理解することで利用者が望むニーズに応えた個別ケアに取り組みます。
- ・認知症ケアにおける個々の行動観察・心身面を検証・共有し、その人の行動を理解し、あらゆる視点（介護・医療・栄養・福祉）からのアプローチを試みます。利用者・家族の意向に沿って作成されたケアプランに基づき通所介護計画書を作成します。ケアプラン、通所介護計画書に基づいてサービス提供状況の適宜評価を行い、変更が必要と思われる場合は介護支援専門員と連携します。
- ・利用者の精神的安定及び日常生活上の援助等のサービスを提供し、利用者の能力に応じた生活介護、その他必要な個別機能訓練を行い、心身の機能回復を図り、在宅での生活を継続できるよう支援する。
- ・利用者個々の想いに寄り添い、やりがい・楽しみをもつ支援を提供し、意欲向上を目指していきます。

## 3. 八幡園通所介護事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

- ・利用者、家族に安全・安心にサービスを提供する為、利用時の情報共有や送迎時の連絡事項などは職員間で共有し利用者対応します。
- ・利用者対応として、必要時に速やかに検討すると共に、今後に活かしていくよう知識・技術の向上に努めます。
- ・利用者の背景や環境にも目を向け、個別ケアを行うことでサービスの質を高めていきます。
- ・利用者との関係性を築き、安心して利用できる環境と、残存機能を活用した自立支援を実施します。
- ・ケアプランを各職員が理解し、プランに沿ったサービスを提供する。必要に応じ職員同士でコミュニケーションを図り、事案を検討します。
- ・多職種・専門職との情報交換や共有を行い、認知症ケアに取り組みます。

## (2) 看護部門

- ・健康で快適な在宅での生活を維持・向上する為に、日々の健康管理・疾病の早期発見・早期対応をしていきます。
- ・多職種と情報共有を行い、異常時は速やかに対応・受診等の提案し、生活の自立性を低下させないよう援助します。
- ・入院、長期利用休止後の再利用の際は、本人・家族に状態確認を行い、多職種と連携し速やかに利用ができるように対応します。
- ・感染流行時期には、感染対策会議を開催し、感染に対する職員間での意識を高く維持することで、施設内での感染予防に努めます。
- ・インシデント・アクシデント発生時に、事故の要因・対策を他職種と検討することで事前防止、再発防止に繋げます。また、急変時には看護師が中心となり医療観点からの情報を基に介護員及び相談員についても発生状況・利用者変化に対して確認を行います。

## (3) 機能訓練部門

- ・利用者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう屋内・屋外関わらず活動の場を広げ、リハビリを実施します。
- ・利用者のニーズ、日常生活や社会生活等における役割、心身の状態に応じ、利用者、ご家族の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえつつ、個別機能訓練計画書を作成します。
- ・3ヶ月ごとにモニタリングを実施し、利用者の状態に応じた問題点の抽出や目標設定を見据えて計画書作成を行います。
- ・認知機能の低下がみられる利用者に対して、認知機能の進行を遅らせ、活動性を高められるリハビリを実施します。
- ・集団リハビリを行う事で、ご利用者の身体機能維持・向上を図り、意欲向上に繋げます。

## (4) 栄養部門

- ・利用者の食事形態、嗜好、食事制限、摂食・嚥下機能について他職種と情報交換を行い、適切な食事を提供します。
- ・食事の時間を楽しんで頂けるよう、旬の食材を使用し、四季を感じられる食事（献立）を提供します。
- ・見た目にも観点を置き、盛り付けや食器等にも考慮します。
- ・行事の一環として誕生会を実施する際にはケーキを提供します。
- ・衛生面に配慮し、安心・安全な食事を提供します。

## (5) 相談援助部門

- ・利用契約を締結の際には、重要事項説明書、運営規定、契約書の内容を利用者及び家族に説明し、安心して利用できるよう書類上の不明点など確認しながら説明を行います。
- ・利用者、家族からの意向や苦情に対して迅速かつ誠意のある対応を行い、サービスの質の向上に繋げていきます。
- ・介護支援専門員からの個別計画書、ケアプラン内容に添ったサービス内容を理解し提供します。
- ・利用者の体調変化による連絡や在宅生活への課題・気づきを家族・介護支援専門員と連携を

図ります。また、利用状況の月次報告・サービス内容の変更が必要な際にはケアプランの変更提案を行います。

- ・利用者が在宅で自立した生活が送れる様、日々の状態を把握しケアプランをもとに多職種との連絡を図ります。

#### 4. 行事の実施

##### 【行事企画】

- 1、忘年会（12月：3日間実施）
- 2、季節のイベントの立案・実施（クリスマス以外）
- 3、ボランティア交流会（イベント企画：不定期実施）
- 4、毎月：音楽療法（月2回）開催。※毎月：壁面づくり・カレンダー作り
- 5、ケアプランに基づき、外出行事の実施（不定期実施）

#### 5. 会議・研修等の開催

##### （1）会議

###### デイサービス運営会議

デイサービスでの運営状況の報告、行事内容の企画・報告・連絡事項（他部署、運営人事配置等）と、利用者のサービス内容に対して検討や課題分析等の情報整理を行います。

日々の事業所稼働目標を設定し、各職員に意識付けるよう取り組みます。

対象者：全職員 / 開催頻度：月1回

##### （2）研修

- ・介護技術研修：利用者ケースにより介助方法の確認及び介護技術指導を行います。

対象者：介護職員、相談員、看護師、理学療法士 / 開催頻度：不定期

- ・グループ内研修等：職員のレベル向上、スキルアップを図る

- ・BCP研修 / BCPシミュレーション / 開催頻度：年1回

対象者：八幡園全職員

- ・虐待研修 / 開催頻度：年1回

対象者：八幡園全職員

- ・感染予防研修 / 開催頻度：年1回

対象者：八幡園全職員

- ・認知症実践者研修

##### （3）委員会

- ・行事企画委員会

訪問ボランティア・事業所職員でイベント企画を実施。

対象者：相談員、介護員 / 開催頻度：3ヶ月/1回

- ・感染予防委員会 / 開催頻度：年2回

対象者：八幡園各事業所担当者

感染症委員会（デイサービス） / 開催頻度：不定期（感染症の流行時期）

感染症流行時期に予防と対策、処置等の基礎知識の研修会を実施します。

対象者：管理者、看護師、相談員、介護職員

- ・事故防止委員会

緊急事案は適宜開催

インシデント・アクシデント報告書をもとに事故状況・対策・検証を行います。

対象者：管理者、看護師、相談員、介護職員 / 開催頻度：不定期

## 6. 避難訓練や地震・火災害・風水害における防災への取り組み

- ・自然災害、感染症における緊急事態に遭遇した場合、BCP（事業継続計画）を活用し、損害を最小限にとどめ、事業を早期復旧に図れるよう取り組む。職員間で内容を把握することが出来るように「何を・どのように・する」研修等を活用し備えます。
- ・避難経路となる地図（避難場所・集合場所）を目のつくところに掲示し、日頃から経路の確認を行います。
- ・防災訓練を年2回実施。各職員が避難誘導時に落ち着いて実施ができるよう備品の設置場所や消火器の点検、使用方法を確認して緊急時に使用できるように訓練を行います。
- ・2度の防災訓練を通じ、必要に応じて避難確保計画を見直し、随時更新して防災への意識を高めます。

## 7. 業務遂行における取組

- ・デイサービス運営会議は毎月開催し、職員個々の意見を反映できるよう業務課題を抽出していくことで介護方法や課題対策について考え、誰もが対応出来るように知識をつける機会を増やします。
- ・事業計画書に基づき、各職種間でサービスの実施状況を確認し、達成・未達成を振り返りその要因を適宜検証します。
- ・業務マニュアル等は状況に応じて更新を実施し、業務改善に向けて案を会議や検討会にて話し合うことで全職員が適切な介護、支援ができるようにサービスの向上を目指します。
- ・認知症利用者増加に伴いケア充実化に向け認知症研修に参加し、知識、技術の向上に努めます。また、専門職との情報連携を図り意見交換をしていくことで利用者個別に合ったサービスを提供していきます。

## 8. コストに関する取り組み

- ・消耗品の管理を担当化することで、使用頻度・必要量の購入等の確認を行い適正な発注を行います。
- ・消耗品の補充については、不足が無いように随時担当者は在庫のチェックを行い、サービスの質の低下防止に努めます。
- ・電気代の節約としてデイサービス営業時間終了時は、必要のない場所の消灯に努めます。
- ・購入については、なるべく低コストでありながら、高品質の物へと見直しを行います。

## 9. 事業所の稼働管理

稼動目標：80.0%（月平均 24.0 名）

- ・月1回職員間で実績検討会を開催し、新規・増回・廃止・体験利用の実状況を検証し、次月に向けた取り組みを協議します。
- ・送迎範囲の見直し、曜日別で車両の空き状況を確認することで、具体的にエリアを絞り込み周辺居宅への営業も行います。
- ・利用者が、休まれた際に、振替利用又は追加利用を促し実績を向上します。
- ・利用者、家族、居宅支援事業所等と情報共有を行い、要望等があれば迅速に対応します。

- ・個別機能訓練希望者への受入体制を整え、新規利用者に繋げていきます。
- ・地域等の関連機関と交流を持ち、課題やニーズに応じた対応をしていきます。
- ・持ち帰り弁当等の自費サービスを活用し、利用者の要望に応えていきます。

空P

2025年度　社会福祉法人寿泉会  
サテライト型八幡園認知症対応共同介護事業　事業計画書(案)

### 1. サテライト型八幡園の運営方針

- ・私達は、認知症を患っても、その人らしく過ごしていけるよう、人生の経緯をしつかり捉え、ご本人の「できていること」に目を向け、サービスの質を高め、安心した生活が送れるようなケアを致します。
- ・私達は、ご利用者が当たり前の生活を1日でも長く維持・継続できるように、互いに感謝の気持ちを忘れず、寄り添い、傾聴し、ご利用者の真の望みを捉え、ケアに結びつけるよう助力いたします。
- ・私達は、認知症ケアについてチームで話し合い、ケアプランに活かし、1ユニットであるメリットを最大限活かしたチームケアの徹底に努めます。
- ・私達は、八幡園の周囲の地域住民の方に愛され、地域になくてはならない存在であり続け、地域住民の方の協力の下、皆様の集いの場となり楽しんで交流できることで、いつまでもお元気で安心した暮らしの継続ができるような温かみにあふれた事業を行います。

### 2. サテライト型八幡園認知症対応共同介護事業の運営方針

- ・ご利用者にとって八幡園が住み慣れた環境となり、一人ではなく共同で生活することで互いに安心できる場となるように支援します。また、ご本人・ご家族と職員が共に感謝の気持ちを伝えられる関係性を築きます。
- ・認知症ケアについて、認知症という病気を知る事から始まり、ご利用者の把握、状態の確認、支援の方向性を検証した上で介護支援専門員が中心となり介護職員・専門職と相談しケアプランの作成を行います。プランの内容に沿ってチーム一丸となりご利用者が自由に自己表現できるよう寄り添ったケアを行います。

### 3. 認知症対応共同介護事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

#### (1) 介護部門

- ・余暇活動（レク）の充実化を図るとともに、ご利用者が興味をもたれることや人生の話、昔楽しかったこと等の想い出話を通して脳への活性化を図ります。また、車椅子やシルバーカー使用のご利用者が増加したことで、外出支援（フルーツ狩りや紅葉狩り、菖蒲見学、花見等）が困難になっているため、園内での疑似体験企画を考案して、単調になりがちな施設生活に非日常的な楽しみ、リフレッシュと気分転換を図ります。
- ・天気や気候に合わせ外出（散歩）の機会を設け、歩行訓練・機能訓練・身体機能の維持を兼ねて外気に触れる事で五感を刺激し、季節感や暑さ・寒さなどを感じるとともに身体機能訓練を実践します。
- ・適切な声かけや、ケアを行うため、人生の先輩であることを念頭に置き、安心できる声かけに心がけます。また、個々に応じたケアの方法を考察・理解し残存機能を活用した支援を行います。
- ・ご利用者のケアを行うにあたり、職員同士のコミュニケーションを密にとり、声を掛け合

うことを徹底します。報告・連絡・相談をすることで、お互いにフォローできる関係性を築きます。

- ・言葉遣いを丁寧に行います。特にご利用者に対し○○さんと呼ぶことを徹底します。また職員間では注意をし合える職場環境を作ります。

#### (2) 看護部門

- ・日常の様子観察、バイタルサインチェック等を行うことで身体症状の変化を察知し、早期発見につながることで健康的に穏やかに過ごせるように努めます。
- ・重複して疾病を持っている方、高齢でもあり、状態変化時には経過観察するとともに主治医との連携を図り対応します。ご家族への連絡については主治医の指示のもと実施し、主治医から、直接病状の説明が必要な際にはご家族と調整を行います。
- ・ご家族には面会時に日々の様子をお伝えしています。また、状態変化時には連絡をとり受診調整を行っています。
- ・感染症対策については、手指消毒・手洗い・うがいなどの基本的な予防対策を、ご利用者・職員間で徹底する。外部からの面会者（家族・友人）の方にも感染予防に協力して頂き、「持ち込まない、感染しない」を目標により一層の感染予防に努めます。
- ・環境面ではご利用者、職員の接触箇所についてはテーブルや手すり等の消毒の徹底、ホテル内の換気、湿温度計にて調節し加湿除湿管理を行います。

#### (3) 栄養部門

- ・安心、安全で心のこもった食事を提供します。また提供された食事の摂取量・残食を評価し献立に反映させます。
- ・食事の時間を楽しんでいただけるよう、旬の食材を使い季節を感じられる食事（献立）を提供します。
- ・ご利用者の嗜好、食事制限、摂食・嚥下機能について他職種と情報交換を行い、適切な食事を提供します。
- ・食材の大きさ、硬さなどご利用者に食べやすい食事を提供します。
- ・栄養状態を適宜確認し、栄養管理を行います。

#### (4) 計画作成担当（ケアマネジメント）部門

- ・身体状態や精神状態を観察し、希望や意向をご利用者やご家族に確認することで起こりうるリスクを回避できるようにケアプランの観察項目としてあげ、職員からの情報、記録を活かすことで、安全で穏やかな生活が送れるように支援します。
- ・面会時には日々の様子をお伝えすることでご利用者にとって、よりよい生活が過ごせるように支援します。また、生活歴を確認することで少しでもご本人らしい生活が送れるように支援します。ご家族にとって施設での生活状況が見えない事、ご本人にとっては生活の場がかわることによる心配事や不安には、寄り添いながら声かけし安心できるように支援します。

## 4. 行事の実施

### 【行事企画の主眼点（目的・効果）】

- ・施設内で空調管理されていることから季節感を感じにくく日付などの意識がなくなっている。季節行事を開催することで、昔懐かしい気持ちを思い返し、子どもの時に遊んだ催し物など、自然と幼少期や青年期の記憶が甦る回想法を活かし笑顔になれる機会を持つて頂けるように支援します。
- ・ご家族の面会も遠方であり来訪が難しい方、感染症防止のため面会時間の制限も行っており、機会が減少している。行事の開催と実施状況の写真を撮影し、施設内で壁面に掲示することでご利用者の表情や行事風景をご家族に面会時に見て頂きます。写真の表情から安心と安堵、自然と笑顔になれる企画を提供します。

### 【年間行事予定（案）】

4月…桜、藤見学（外出・散歩）、季節の湯「桜湯」、おやつ作り（イチゴタルト）

5月…端午の節句、季節の湯「菖蒲湯」（園内）、バラ見学

6月…紫陽花見学（外出・散歩）、季節の湯「あじさい湯」

7月…七夕行事（園内）、絵手紙【暑中お見舞い】作り（園内）、津花火大会見学（園内）

8月…八幡町納涼盆踊り（園外）、スイカ割り（園内）、絵手紙【残暑見舞い】

9月…敬老の日行事（園外）、ぶどう狩り（園内）

10月…津まつり（園外）、運動会（園内）、ハロウィンイベント（園内）

11月…手芸活動（園内）、季節の湯「紅葉湯」、紅葉狩り（園外）

12月…忘年会（園内）、季節の湯「ゆず湯」、クリスマス会（園内）

1月…正月行事（園内）、初詣「結城神社」（外出）、ぜんざい作り、書き初め

2月…節分（園内）、バレンタインデーイベント、季節の湯「椿風呂」

3月…ひな祭り（園内）、お茶会（園内）、季節の湯「桃湯」、外出行事「梅見」

※ お茶会については、季節の食材を購入しその時期に応じたものを提供し企画します。

（例：おはぎやぼた餅、桜餅、クリスマスケーキなど）

※かわり風呂も引き続き企画し「ゆず湯や菖蒲湯」、担当者によっては、変わり種も考案し五感で感じていただく企画も検討します。

## 5. 会議・研修等の開催

### (1) 会議

- ・サテライト型八幡園グループホーム運営会議

開催目的：定例会議にて事故報告及び検討会議、身体拘束防止委員会、行事担当者より実施報告及び当月行事の説明、利用者個別ケア検討会議、連絡事項などの項目を実施。

参加者：全職員を対象とする（夜勤明け、公休で参加が難しい方を除く）

開催頻度：毎月第1水曜日開催（月1回）

- ・サテライト型八幡園運営推進会議

開催目的：地域密着型サービス事業所がご家族、地域協力者（自治会長・民生委員）の方々、

津市介護保険課職員、包括支援センター職員と連携を図り提供している。サービス内容・行事等を実施報告や写真掲示を行う事で地域に開かれたサービス展開している。会議内で事業所運営状況の報告、サービスの質の確保、地域との連携の確保などを目的としております。

開催頻度:2ヶ月に1度(奇数月)に開催

## (2)研修

### ・三重県認知症介護管理者・実践者研修

目的:研修に積極的に参加することで認知症の知識を習得、他事業者職員や専門職との意見交換をすることで気づきや共感を持つことを学ぶ。研修を通じて日々変化する法令や認知症利用者ケアについて理解し、事業所に戻ってからは会議の場などで他職員への伝達(研修報告)を行う事でサービスの質の向上に努めます。

対象者:グループホーム職員/開催頻度:研修第1回・2回(津市開催の際に法人申請する)

### ・感染予防・対策研修会

目的:季節性感染症拡大防止のため感染対策・メディアやWeb研修を通じて情報の収集、備品の確保などを行い、会議等で感染に対する知識の習得の機会を継続します。感染症、疾患、バイタルサイン、救急法、緊急時の対応については看護師が中心となり勉強会を開催し知識及び対処法を学ぶ。緊急の際に職員が落ち着いて対応できるように日頃からのシミュレーションを通じて準備、心構えをしておく。

対象者:グループホーム職員 / 開催頻度:適宜、研修会を開催

### ・グループ内研修

「医福塾」をグループ内で月2回開催し【身体拘束・感染予防】を核施設の取り組みなどを学び共有することで職員のレベル向上、スキルアップを図ります。

対象者:全職員

## (3)委員会

### ・事故防止委員会(報告会議)

目的:毎月定例会議(運営会議)内で状況報告・事故検討会議を実施。インシデント・アクシデントシートを活用し事故の検証を行い、危険箇所の検討、対応方法の再確認、同じことを繰り返さない、要因や対策を検証、個々の危険管理・認識力の向上に努めます。

参加者:管理者・計画作成担当者・看護師・介護職員

※夜勤明け、公休者を除く職員の参加とする。

開催頻度:月1回(第1水曜日)

### ・身体拘束適正委員会

目的:身体拘束について基本的な知識を理解し、いかなる場合であっても「拘束は行な

わない」ケアを目指します。生命の維持のため一時的に実施しなければならない場合においても期間や対応方法、拘束解除の予定、取組みを全職員で検証しご利用者の尊厳を守れることを第一に考え説明・同意を得ます。職員間で言葉かけや介助方法、利用者ケアの中で気づかぬうちにに行っていることが、実は拘束にあたる場合は、職員間で声をかけ合い改善できるようにし、個々に身体拘束についての知識の習得を行います。定期的に職員に問い合わせ身体拘束とは何か、どのような発言や対応方法が拘束に繋がるのか確認しながら全職員で把握ができるようになることを目的に実施します。

参加者：管理者・計画作成担当者・看護師・介護職員

開催頻度：1回/3ヶ月

#### ・その他

虐待防止委員会、権利擁護委員会、倫理委員会（職務規定等）については、適宜委員会を開催し専門性の知識を取得する。月1回の運営会議の際に研修資料を作成し、職員間で情報の共有を行うことで意識付けを行います。

参加者：管理者・計画作成担当者・看護師・介護職員

開催頻度：1回/3ヶ月

## 6. サテライト型八幡園認知症対応共同介護事業における防災への取り組み

- ・風水害防災避難訓練（年1回）実施予定。台風や津波による災害を想定し、避難行動の確認及び避難準備を行なう。災害時の備蓄品の準備、保管場所の確認、避難経路及び集合場所の周知を全職員が把握しておく。
- ・火災・地震防災避難訓練（年1回）実施予定。非常時の防災意識の向上及び動作確認を行ない日頃から備えておくことで、緊急時に落ち着いて行動する事ができる。避難経路、避難場所の確認、非常時の連絡網の把握、消火器などの備品の場所の確認を行い、備えておく。

※夜間防災訓練についても同様に緊急時の連絡網の確認、連絡方法を習得する。

※災害対策想定時の職員の行動・対応について、落ち着いて実施できるようにチャート式で次の手順が、一目で見て分かるように表とする。また、火災・地震・津波等の災害時に応じた避難場所や連絡系統の実施手順に基づき訓練を通じて行う。

- ・業務継続計画（BCP）防災訓練実施と同時に火災・地震・水害・災害に関して実際に訓練した上で修正、改善箇所を見直すことによりイメージしやすいものに更新を行います。机上訓練やシミュレーションを行い計画書の修正、課題の抽出、解決策など検討を行います。

## 7 業務遂行における取組

- ・ご利用者に対して適切な認知症ケアを行なえるようにチーム一丸となり知識、技術の取得に努めます。毎月の定例会議内でご利用者の状態変化に伴いケア内容の検証・変更、ケアプランに沿って実行されているかを確認し、改善項目の意見を出し合い検討します。介護支援専門員を中心としてプランの変更、ご本人・ご家族の同意を得た上で変更を実行し、期間を設定し評価する。

- ・認知症進行予防のために日々の生活の中で五感を感じ、刺激ある生活を送れるよう支援する。レクリエーションを通じて散歩に出かけ外気に触れることで季節感を肌で感じる。季節行事により昔を思い出し懐かしい気持ち、幼少期の頃の記憶を呼び覚まし回想法として刺激を感じる。余暇時間がマンネリ化しないように職員の特性を生かしたレクリエーション（歌や体操）を実施することで多様なサービスが提供できる。ご利用者の表情や実施内容についてはケース記録に記載し小さな変化から気づきを見つけ出せるようにします。

## 8. コストに関する取り組み

- ・室温、湿度等こまめにチェックし、換気をしながら空調機の24時間連続運転防止に取り組みます。
- ・備品、物品等の適正な購入、節約への意識付け、使用管理を行います。
- ・不必要的照明、空調はこまめに消します。
- ・残業を減らし、業務時間内で業務が終了できるように配慮します。

## 9. 事業所の稼働管理

稼動目標：98.0% / 9床満床の維持を図る。

- ・看護師を中心に体調管理に努め、早期の対応・日々の観察を行います。状態変化時には看護師より主治医に相談し、早期対応に努めます。
- ・稼動管理を行う際に空室を作らないよう、定期的に申込利用者のデータ整理を行う事で、問い合わせの際に待機者数の伝達、調査・契約時にはスムーズに繋げられるよう努めます。
- ・グループ事業との連携を図り、入居者の状態変化や特養への移行が必要となった際には同グループ事業所相談員と連絡を密にして双方に空き状況が無いよう準備調整を行います。

# 2025年度 社会福祉法人寿泉会 津中部東地域包括支援センター事業計画書（案）

## 1 運営方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営む事ができるよう、『地域包括ケアシステム』の構築に向け、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する地域の中核機関としての役割を果たすために、以下の3つの視点を軸とした地域包括支援体制を確立します。

### (公益性の視点)

地域における介護・福祉行政の一翼を担う『公益的な機関』として、公正性及び中立性の確保に努めます。

### (地域性の視点)

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行います。

また、地域ケア会議等による協議の場を通じて地域住民や関係団体、サービス利用者や事業所等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

### (協働性の視点)

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かせるよう相互に情報を共有し、様々な相談に『チーム』として対応することを基本とします。なお、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

さらにヤナセメディケアグループの基本理念「仁愛の心をもって健康医療を行います」を基軸とし、より効果的な医療支援及び生活支援の実施が可能となるよう努めるとともに、まごころをもって対応し、人生を楽しんで頂けるようきめ細やかな支援方法の充実を目指し、地域と交流を深め、調和の取れた親しまれるセンターづくりを目指します。

## 2 事業内容

地域包括支援センターは、目的を実現するために運営方針に基づき、次の事業を実施します。

### (1) 総合相談支援業務

#### ①実態把握

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、心身の状況及びその家族の状況等を把握するとともに、どのような支援が必要か把握していきます。保険・福祉サービスおよび介護保険サービス等、高齢者に必要な社会資源を把握し、利用方法に関する情報の提供および利用について啓発を行います。

#### ②総合相談業務

保険・福祉サービス及び介護保険サービス等、高齢者に必要な社会資源を把握し、利用方法に関する情報の提供及び利用を啓発していきます。

介護等に関する各種問い合わせや複合的な課題がある世帯に対しても、電話相談、自宅訪問等行い状況を確認し、必要な機関・サービス等に繋いでいきます。

## (2) 権利擁護業務

### ①成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為など高齢者の権利や財産を守るために、日常生活自立支援事業や成年後見制度が円滑に利用できるよう成年後見サポートセンターや関係機関と連携・協同し必要に応じた支援を行います。

### ②高齢者虐待の対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律等に基づき速やかに当該高齢者等と面談し、状況を確認、地域包括ケア推進室に報告・協議を行います。高齢者の生命に危機が生じると判断した場合は、高齢福祉課に状況を報告し、警察や医療機関等の関係機関と連携していきます。

虐待の早期発見及び防止のため、虐待に関する出前講座を地域住民に対して行います。

### ③消費者被害防止

消費者被害防止のため、被害事例等の情報が入った場合、関係機関や地域住民に対して情報を周知するように努めます。消費者被害に関する出前講座を地域住民に対して行います。さらに必要に応じて消費者センターや警察と情報交換を行い、在宅介護支援センターや各地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員等に情報提供していきます。

### ④権利擁護における自己啓発

各職員が権利擁護における、様々な研修に積極的に参加し自己啓発を行っていきます。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ①介護支援専門員に対しての後方支援

- ・介護支援専門員からの相談について共に考える姿勢を持ち、より良い関係性を構築し、介護支援専門員が相談しやすい地域包括支援センターを目指します。
- ・多重課題のあるケースに対して具体的な支援方針の検討及び助言を行い、必要に応じて個別ケア会議を開催します。多職種での支援内容の検討やケアマネジャーの自立支援に資する実践力を高める為、自立支援型地域ケア会議を開催します。
- ・介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施をするために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定します。

### ②困難事例の対応

重層的な課題や支援拒否、既存のサービスでは対応できない場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職にて対応策を検討し、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

### ③ネットワークの構築

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係者等が連携を図ります。また地域ケアネットワーク会議等を活用し、ネットワーク構築と顔の見える関係づくりを行っていきます。

## (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

### ①地域におけるネットワークの構築

相談時に適切な情報を提供できるよう、地域の社会資源の機能や役割を把握します。また幅広い総合相談に対応できるよう、社会福祉協議会、民生委員等と共同しネットワークの構築を図ります。生活・介護支援センターに対するフォローアップ研修や活動支援を実施します。

### ②在宅医療と介護の連携

地区医師会や医療機関との連携に努め、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援方法を検討していきます。

③複合的課題について

認知症高齢者の家族やヤングケアラーなどの家族介護者や複合的な課題を抱える世帯を支援する観点から、他分野の関係機関との連携を強化していきます。

(5) 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等を配布します。
- ・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するために年間スケジュールに沿って講座を行います。
- ・担当地域で行われる、介護予防に係る事業へ参加・協力していきます。また、市が開催する介護予防教室に市民が参加できるよう、事業実施担当者と連携していきます。
- ・介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行います。生活・介護支援サポートフォローアップ研修を年1回開催します。
- ・介護予防に関する知識又は情報、各担当者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）を活用していきます。

(6) 在宅医療・介護連携推進機関との協働

- ・高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることを目的として、地区医師会、医療機関、在宅医療、介護連携推進機関等と連携していきます。
- ・在宅医療・介護連携推進機関による研修会等へ積極的に参加し、各職員の相談能力向上に努めています。
- ・各職員がA C Pについて研修等に参加し理解を深め、出前講座や心づもりシート等を活用し、A C Pの必要性について周知していきます。

(7) 生活支援コーディネーターによる社会基盤整備との協働

- ・高齢者の自立した日常生活及び介護予防等を目的として、生活支援コーディネーターと連携し、地域における高齢者のニーズや社会資源について定期的に協議していきます。
- ・地域にある協議体・生活支援コーディネーターと連携し、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議していきます。
- ・地域ケアネットワーク会議を年1回以上開催し、地域の現状、強み、ニーズを把握し課題解決を目指します。
- ・地域住民との関係性構築の為に、地域サロンや地域ふれあい祭り等のイベントに積極的に参加していきます。

(8) 認知症への総合的な支援

①総合相談支援

- ・認知症の早期における症状の悪化の防止のために支援を行います。認知症又はその疑いのある高齢者に対する総合的な支援を行うべく、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、医療機関等の各種関係機関と連携を行っています。

- ・高齢者やその家族からの相談に対し、助言を行う等、必要な支援を行います。

②認知症サポーター養成講座の企画・開催

- ・認知症の基礎知識や認知症の人への対応等を学ぶため、キッズサポーターや職域サポー

ターも含めた地域住民等を対象とした認知症サポーター養成講座を計画的に開催します。開催目標として年間2回以上、養成人数目標50人以上としていきます。

- ・津市の「チームオレンジ」の担い手養成を目的とした認知症サポーターステップアップ講座の周知を行います。

③研修等の参加

- ・認知症地域支援推進員及び認知症疾患医療センター等が主催する会議や研修会等に積極的に参加します。

④チームオレンジとの連携

- ・地域におけるチームオレンジあしたばの活動促進を目的として、チームオレンジコーディネーターと適宜連携していきます。

(9) 地域ケア会議の開催

- ・津中部東地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議については、年間10回以上開催していきます。
- ・開催にあたっては関係者が参加しやすいように、会議の目的や趣旨について適宜説明を行います。
- ・地域ケア会議の運営においては、地域ケア会議運営マニュアルに基づいて、適切に運営していきます。
- ・支援困難ケースに対する支援の在り方を検討するとともに、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質の向上につながる会議の開催に努めています。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービス及び短期集中サービスにより、要支援者及び事業対象者が能力を最大限にいかしつつ、状態等に応じたサービスが選択できるように必要な援助を行います。

(11) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業

- ・指定介護予防支援及び第1号予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者及び基本チェックリスト該当の事業対象者が介護予防サービス、総合事業、一般介護予防事業等の適切な利用を行うことができるよう、支援計画書の作成または介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、当該計画等に基づくサービス等の提供の確保されるよう、事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。
- ・計画等作成を委託する場合は、委託する指定居宅介護支援事業所における居宅介護支援の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、業務量について十分に配慮するとともに、委託手続きに係る事務において、事業所や利用者の負担にならないよう事務の簡素化を行います。
- ・要支援認定を受けた利用申し込み者及び事業対象者の受付を行い、契約を締結します。
- ・利用者宅に訪問して、利用者及び家族に対してアセスメントを行い、同意を得た後に計画を作成し、交付します。
- ・サービス提供に際し、事業所等に対し、計画等に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
- ・必要に応じ利用者と面談し、計画等の実施状況を把握するとともに、計画等の達成状況を評価します。
- ・サービス利用実績に基づき、介護報酬の請求を行う。また、算定要件を満たしているこ

とが確認できた場合に初回加算や委託連携加算における請求を行います。

#### (12) その他

- ・市が行う高齢福祉事業を把握し、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために活用し、協力、連携を行います。
- ・生活介護支援センター事業などのボランティアとの共同事業においては、市と連携の下、活動支援等を行い、既存のサービスでは埋められない身近なニーズに対応を図ります。

### 3 緊急時の対応

- ・センター開設時間外【休日・祝日・夜間】においても、緊急時に迅速に連絡が取れるよう、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、緊急時の連絡先を市に届け、夜間や緊急対応に備えます。また夜間・休日については時間外担当携帯へ転送になるように設定します。

### 4 業務継続計画について

- ・業務継続計画策定とともに、当該計画に従い、職員に対して、必要な研修及びシミュレーションの実施に努めます。
- ・感染対策の強化として業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の性格に応じた感染予防を図るとともに、職員管理に努めます。

### 5 関係機関・団体との連携

- ・委託業務の円滑な実施を図る為、津市関係各課を始め、保健所、警察署、消防署、県内の認知症疾患医療センター、津市社会福祉事務所、津市社会福祉協議会や、各種ボランティア団体、自治会等、その他関係機関との連携を図っていきます。

### 6 個人情報の保護

- ・個人情報に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるよう留意していきます。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書をもとに管理簿を作成し、管理します。

### 7 苦情対応

- ・センターに寄せられた苦情等は、その内容や対応方法を記録し、必要に応じて速やかに市に報告していきます。

### 8 コストに関する取り組み

- ・職員の不注意や環境整備不足による物品の破損を防ぎます。
- ・消耗品の管理についての適正な利用、購入をします。
- ・節電、節水を心がけます。

### 9 会議・研修等の開催

#### (1)会議

- ・包括支援センターハイ会議(月1回)：部署内会議(適宜)、継続ケースについての検討。
- ・代表カンファレンス(月1回)：包括が関わっているケースを検討。
- ・各部会：センター長会議、保健師部会、主任ケアマネジャー部会、社会福祉士部会
- ・地域密着型サービス事業所運営推進会議(10事業所)

#### (2)研修

- ・長寿社会開発センターや包括、在会協等が実施する研修に参加します。
- ・職員のスキル向上のためさまざまな研修会や事例相談会に積極的に参加します。

## 10 重点目標

### ① 包括支援センター周知啓発・高齢者宅見守り訪問

- ・おたっしゃ訪問…津中部東地域包括支援センターの周知と問題の早期発見を目的に令和7年度は育生地区における民生委員不在エリアを中心に自宅訪問を行っていきます。
- ・周知活動…年間相談件数から病院や近隣住民からの相談が少ない状況があり、令和7年度は津中部東地域包括支援センターのエリアにある病院や福祉センター等にチラシ等の配布や掲示を依頼し、周知活動を行っていきます。

### ②協議体の構築

- ・地域におけるネットワーク構築…地域の協議体発足に向けて地域関係者との関係作りを目指し、地域サロンや地域のふれあい祭り等のイベントに参加していきます。

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
しおりの里地域密着型介護老人福祉施設事業 事業計画書（案）

## 1. しおりの里の運営方針

### ① 私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりと慈しみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

### ② 私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

### ③ 私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人の痛みに気づくことができるよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

## 2. しおりの里特別養護老人ホームの運営方針

『入居者様が「その人らしく」安心して暮らせる施設を目指します』

### ① 個別ケアの提供

- ・入居者様の意向を尊重し、生活リズムを「24時間シート」で可視化し、チームケアを実施します。

### ② 家族様とのつながりを大切に

- ・入居者様と家族様が安心して過ごせる環境を整備し、職員との情報共有の場を確保します。

### ③ 看取りケアの充実

- ・アドバンスケアプランニングを実践し、入居者様、家族様、職員が少しでも不安なく最期を迎えるよう支援します。

### ④ 各部門の役割を明確化

- ・施設内の各部門の責任と役割を明確にし、より良いケアの提供を目指します。

## 3. しおりの里特別養護老人ホームとしてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

#### ① 入居者様の生活支援

- ・入居者様の状態を観察し、多職種と連携しながら充実した生活をサポートします。

#### ② 記録の徹底

- ・入居者様の状態や思いを関わりの中から汲み取り、記録に残し、今後のケアに活用します。

#### ③ 業務内容の問題解決のための協議

- ・ユニット会議等で意見を出し合い、課題解決に努めます。

#### ④ 家族様への報告

- ・面会時に生活の様子を報告します。
- ・入居者様の生活の様子を、写真付きの手紙で家族様へ報告します。

## (2) 看護部門

### ① 医療情報の集約・発信

- ・業務の振り返りと精査を行い、看護知識を多職種に情報発信し、共有に努めます。
- ・外部医療機関との連携に努めます。

### ② 感染症対策の強化

- ・安全衛生情報を職員へ発信し、指針の整備・見直しを適宜実施します。
- ・感染症発生時の対応策を継続して検討します。

### ③ 看取りケアの充実

- ・入居者様の意向を尊重し、家族様の同意のもと、多職種と協力して看取りケアを提供します。

## (3) 機能訓練部門

### ① 日常活動動作・機能評価の実施

- ・必要に応じて身体・精神機能を評価し、その人らしい生活を支援します。
- ・多職種と連携し、個別のニーズに対応します。

### ② 環境面でのサポート

- ・在宅環境を考慮し、安全・安心な施設生活が過ごせるよう、環境評価と調整を実施します。

### ③ レクリエーション・アクティビティの実施

- ・小集団での活動を安全に行い、入居者様の楽しみや交流を促進します。

### ④ 介助の安全性向上

- ・介助時の事故防止のため、適切な介助方法・環境設定・福祉用具の選定を実施します。

## (4) 栄養部門

### ① 栄養状態の改善

- ・低栄養（BMI18.5未満）の改善をします。
- ・多職種と連携し、褥瘡がある方への栄養補助食品の検討をします。

### ② 災害時の栄養管理

- ・災害時のマニュアルを整備します。
- ・非常食の検討、在庫管理（ローリングストック）をします。
- ・非常食の保管場所や使用方法を他職種と共有（研修や炊きだし訓練等の実施）をします。

### ③ 食の楽しみの提供

- ・ユニット職員と協力し、食に関する行事を開催します。
- ・入居者様の誕生日に誕生日カードの作成、赤飯の提供をします。
- ・季節や行事のポスター、ランチョンマットの作成をします。

## (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

### ① 情報共有と信頼関係の強化

- ・入居者様や家族様と情報共有し、信頼関係の強化に努めます。
- ・事故や苦情発生時には迅速に対応し、関係機関と細かく情報共有を実施します。

### ② 終末期の支援と看取りケア

- ・終末期には、入居者様及び家族様の意向を尊重し、多職種と連携して安心できる看取りケアを提供します。
  - ・看取りプランを通じてデス・エデュケーションに努めます。
- ② 多職種との連携強化
- ・入居者様の思いや能力を理解し、出来ることは継続、出来ない場合には適切な支援を行います。
  - ・多職種と連携し、入居者様の不利益を防ぎながら適切な支援を提供します。

#### 4. 行事の実施

- ① 「食べる」「聴く」「観る」を楽しむ企画の提供
  - ・食に関する行事、ドライブや花見等観賞を楽しめる行事を企画・実施します。
- ② 家族様とのつながりを深める取り組み
  - ・入居者様の様子を撮影し写真を居室に掲示、手紙の送付、行事で作成した作品を面会時にプレゼントする等、家族様との関わりの機会を提供します。
- ③ 行事委員会の支援強化
  - ・行事委員会が行事担当者を補助し、行事の企画・立案・実施をサポートします。

行事実施月及び行事名等	
4月	季節行事（春）
5月	季節のおやつ作り（春）
6月	外出行事
7月	季節行事（夏）
8月	季節のおやつ作り（夏）
9月	しおりまつり
10月	季節行事（秋）
11月	季節のおやつ作り（秋）
12月	クリスマス会&忘年会
1月	季節行事（冬）
2月	季節のおやつ作り（冬）
3月	外出行事
月例 … 音楽療法 季節の飾りつけ 地域イベントボランティアの受入	
不定期 … 行事委員会の企画行事	

#### 5. 会議・研修等の開催

- (1) 会議
  - ① 運営会議（1回/月）
 

管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議。
  - ② ユニット会議（1回/月）
 

ユニット運営に関する会議。
  - ③ 介護リーダー・ユニットリーダー会議（1回/月）
 

ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議。
  - ④ 看護会議（1回/月）

事業所内看護職員の看護内容に関する会議。

⑤ チームミーティング（適時）

入居前の情報共有、入居者様のケアプラン等を共有する会議。

⑥ 地域密着型サービス運営推進会議（1回/2ヶ月）

入居者家族様、自治会長、民生委員、市職員等に対し、提供しているサービス内容等を報告、情報交換に関する会議。

(2) 研修

① 感染症に係る研修（1回/年）

感染症予防及び蔓延防止のため。

② 介護力向上研修（1回/年）

基本的、応用的介護技術の習得、福祉用具の活用、環境調整に関する知識の習得のため。

③ コンプライアンス研修（1回/年）

法令及びグループ内のルール遵守のため。

④ 権利擁護（身体拘束・人権・虐待防止）に関する研修（1回/年）

⑤ 褥瘡予防に係る研修（1回/年）

⑥ リスクマネジメント研修（1回/年）

⑦ 各専門職による内部研修（5回/年）

テーマ別に実施、専門性を活かす。

※上記研修については、外部講師を招聘して開催することも検討します。

※その他、外部研修への参加を行います。

(3) 委員会

① 身体拘束・権利擁護委員会（1回/月）

身体拘束及び権利擁護に関わる内容を検討。

② 衛生管理・感染症対策委員会（1回/月）

感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し。

③ 事故防止委員会（1回/月）

事故予防・再発防止策の検討。

④ 褥瘡予防・対策委員会（1回/月）

発生の予防に努めること、褥瘡の危険因子を評価すること、褥瘡の早期発見及び褥瘡に関する知識・意識の向上を図る。

⑤ 行事広報委員会（1回/3ヶ月）

ユニット内行事、事業所全体行事の企画・実施等の検討

⑥ 入居判定委員会（1回/月）

次期入居候補者の選定

## 6. しおりの里における防災への取り組み

① 安全で確実な避難が出来るよう、しおりの里全事業所が連携し、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図り、年1回実施します。

② 各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮した、夜間を想定した災

- 害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年1回以上実施します。
- ③ 地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等を使用した消火訓練、非常放送設備を使用した傾聴訓練等を通じて、防火・防災意識の向上に努めます。
  - ④ 火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施します。
  - ⑤ 大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めます。

## 7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

## 8. 業務遂行における取り組み

- ① ハラスメント対策の強化
  - ・性的言動や優越的関係を背景とした行為を防止し、健全な就業環境を維持します。
- ② 虐待防止への取り組み
  - ・虐待につながる行為を職員が考え、会議や研修で意見交換を実施します。
  - ・定期的に防止策を検討、共有します。
- ③ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の実践
  - ・仕分け、廃棄、収納の3ステップで整理整頓をします。
  - ・清掃計画を立て、業務に組み込む（ケアサポーターの業務見直し含む）。
  - ・物品配置を明確化し、マナーやルールを遵守する環境を整備します。
- ④ 情報伝達力の向上
  - ・分かりやすい説明と理解の確認をします。
  - ・伝達の仕組みを確立し、情報伝達ツールを活用します。
  - ・掲示物の場所、期間を明確に設定します。

## 9. コストに関する取り組み

- ① 費用対効果の重視
  - ・費用が発生する際は、常に費用対効果の視点で検討します。
- ② 設備や備品の破損防止
  - ・職員の不注意や乱暴な扱いによる破損を防ぐため、使用方法や環境を確認し、破損理由を分析・共有し再発防止に努めます。
- ③ 消耗品の適正管理
  - ・適切な使用を心がけ、在庫管理を徹底し無駄をなくします。
- ④ 光熱水費の節約
  - ・電気の消し忘れ、水道の無駄使い、冷暖房の適正管理など、個々が意識して節約に取り組みます。
- ⑤ 時間外勤務の削減
  - ・時間外勤務の原因を分析し、業務の見直しを行い、削減を図ります。

## 10. 事業所の稼働管理における取り組み

稼働目標：98.0%

### ① 入所順位の見直しと次期入居者様の確定

- ・月1回入所順位を見直し、次期入居者様を決定します。
- ・入院外空床を減らすために、待機者の意向確認や情報収集を行い、最短で入居できるよう調整に努めます。

### ② 入院者の状況確認、家族様・関係機関との連携強化

- ・退院許可後、迅速に調査し、最短で受け入れを調整します。
- ・空床を減らすため、短期入所事業所と連携し、空床利用を進めます。

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
しおりの里第一及び第二短期入所者生活介護事業 事業計画書（案）

## 1. しおりの里の運営方針

### ①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

支えを必要とする、これから支えを必要とされる地域の皆様へ、思いやりと慈しみの心をもつて健康医療（介護と医療の融合）を行います。

### ②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

### ③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人の痛みに気づくことができるよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

## 2. しおりの里短期入所生活介護事業所の運営方針

「初心」を大切にする気持ちを継続し、利用者様に「寄り添い」、共に「成長」し「質」を高め、「生活」の継続が図れる短期入所事業を目指します。

- ・「初心」高齢者の皆様を思う「まごころ」を常に持ち続けます。
- ・「寄り添い」真摯に向き合う、誠実に向き合います。
- ・「成長」気づくことで、うまくいく方法を見つけていきます。
- ・「共に」とあるように、当短期入所生活介護事業所をご利用いただく皆様が生活の継続に向か、職員と共に成長できるよう取り組んでいきます。
- ・業種・業態・規模にとらわれず、たくさんの気づきが得られる環境に身を置き、それぞれの環境において得られる気づきの最大化を目指します。
- ・「質（しつ）」内容の良さ、価値、技術、考え方、捉え方、積極性、精度を高めていきます。
- ・「生活」利用者様が望む生活を送る事ができるよう取り組みます。

## 3. しおりの里短期入所生活介護事業所としてのケア（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

#### ①介護職員教育体制の確保。

- ・ユニットリーダーの能力向上を図ります。
- ・教育体制を確保すると共に、共に歩みが得られるよう取り組みます。

#### ②利用者様一人一人の能力に応じた介護サービスの提供に努めます。

- ・利用者様の観察能力向上を図ります。
- ・利用者様がその人らしく過ごせるよう、わかること、できることに着目し、わかること、できることが生活の中で実践できるよう促し、必要な介護サービスの抽出を行います。

- ・わかること、できることは自分で行っていただき、できないこと、わからないことへの支援を行います。
- ・ユニットケアを確立し、利用者様の情報共有に努め、過剰介護にならないようケアを行います。

③短期入所サービスを繰り返し利用していただけるよう、サービスの充実に努めます。

- ・アクティビティーの充実を図ります。
- ・可能な限り、自発的に活動できるよう施設内の環境を整えます。
- ・利用者様、家族様との信頼関係を築き、ミス（返却忘れ等）を減らします。

④介護能力の向上を図ります。

- ・重度対応における身体介護スキルを高めます。
- ・認知症状（軽度～重度）に適したケアスキルを高めます。  
(パーソン・センタードケアの確立)
- ・技術、知識の習得、自己研鑽に努めます。

## (2) 看護部門

①看護職員として、医療情報の集約、発信に努めます。

- ・定期的に業務を振り返り、業務内容の精査に努めます。
- ・看護知識を多職種に情報発信、共有致します。
- ・外部医療機関との連携に努めます。

②感染対策の強化を図ります。

- ・安全衛生に関する情報を、職員へ発信致します。
- ・感染に関する指針の整備、見直しを図ります。
- ・感染症発生時を想定した対応について検討致します。

③看取りケアの充実に努めます

- ・終末期にて、利用者様の意向を尊重し、家族様の同意を得て、多職種と協働し看取りケアを実施します。

## (3) 機能訓練部門

機能訓練が必要な方には、在宅生活が継続できるよう、機能訓練指導員にて専門的技術を取り入れた取り組みを行い、その方に見合った援助を行ないます。

①必要に応じて日常生活動作、身体機能、精神機能評価を行います。

②各専門職と連携し評価を行います。

③短期入所利用中、在宅での環境を取り入れ環境設定を必要に応じて行います。

④本人様の希望される生活を送っていただけるように多職種連携を強化していきます。

⑤ショートステイ利用時は、機能評価を行い、リハビリプランを作成し、集団、個別にてご本人にあったリハビリを提供します。

## (4) 栄養部門

①栄養状態の改善

- ・低栄養（BMI18.5未満）の改善に取り組みます。
- ・褥瘡がある方への栄養補助食品の検討をします。

②災害時の栄養管理

- ・災害時のマニュアル整備、見直しを行います。
- ・非常食の検討・在庫管理（ローリングストック）をします。
- ・非常食の保管場所や使用方法を他職種と共有（研修や炊きだし訓練等の実施）致します。
- ・災害想定をしたマニュアルの再作成に取り組みます。

③食の楽しみの提供

- ・ユニット職員と協力し、食に関する行事を開催します。

(5) 相談援助・ケアマネジメント部門

①利用者様、家族様、居宅介護支援事業所と共にその方の社会生活を共有し、よりよい生活が送れるよう支援します。

- ・サービス内容の共有：居宅計画書を基に施設計画書による援助計画の説明、同意、共有を図ります。
- ・社会生活状況に応じた生活提案及び、適正施設の提案による生活支援を行います。
- ・状態変化時には迅速に対応するとともに、情報の共有をはかります。

②各居宅介護支援事業所と連携を図り、利用者様の為に介護事業所として信頼関係の構築に努めます。

- ・利用者様の状況把握を行い、利用の提案やより良い生活の為の提案を行います。
- ・空床状況を共有し、必要としている方の短期入所利用を促進します。
- ・短期入所サービスの利用状況を随時報告します。

③利用者様が望む社会生活の支援に取り組みます

- ・多職種連携によるプランニング、本人様の意向と専門職による健康支援によって、より良い社会生活支援を行います。
- ・健康生活を送る事で、利用者様の幸福感の実現を目指します。
- ・定期的なモニタリングにより、評価実施を行います。

#### 4. 行事の実施

①季節を感じ、楽しめるイベント、設えを提供いたします。

②本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

③季節感、特別感を味わっていただける企画を提供いたします。

◆ユニット行事

行事実施月及び行事名等	
4月	季節行事（春）
5月	季節のおやつ作り（春）
6月	季節の音楽（春夏）
7月	季節行事（夏）
8月	季節のおやつ作り（夏）
9月	しおりまつり
10月	季節行事（秋）
11月	季節のおやつ作り（秋）
12月	クリスマス会&忘年会（冬）

1月	季節行事（冬）
2月	季節のおやつ作り（冬）
3月	季節の音楽（冬春）
月例… 音楽活動 季節の飾りつけ 地域イベントボランティアの受入	

## 5. 会議・研修等の開催

### (1)会議

- ①運営会議（1回/月）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議。
- ②ユニット会議・ケース会議（1回/月）：施設内での情報共有及び検討。
- ③介護L・UL会議（1回/月）：介護内容に関する会議。
- ④看護師会議（1回/月）：事業所内の看護内容に関する会議。

### (2)研修

- ①感染症に係る研修（1回/年）：感染症予防及び蔓延防止のため。
  - ②介護力向上研修（1～2回/年）：基本的、応用的介護技術の習得、福祉用具の活用、環境調整に関する知識の習得のため。
  - ③コンプライアンス研修（4回/年）：法令及びグループ内のルール遵守のため。
  - ④権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（2回/年）
  - ⑤褥瘡予防に係る研修（1回/年）
  - ⑥リスクマネジメント研修（1回/年）
  - ⑦ハラスマント防止に係る研修（1回/年）
  - ⑧交通安全に係る教育、研修（1回/年）
  - ⑨衛生管理に伴う研修（1回/年）
  - ⑩サービス提供による事例検討、研修（2回/月）
- ※上記研修については、外部講師を招聘して開催することも検討します。
- ※その他、外部研修（リモート含む）への参加を行います。

### (3)委員会

- ①身体拘束・権利擁護委員会（1回/月）：身体拘束及び権利擁護に関わる内容の検討。
- ②安全衛生委員会（1回/月）：ノロウイルスやインフルエンザ、食中毒等の感染症予防及び蔓延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ③事故防止委員会（1回/月）：事故予防・再発防止策の検討

## 6. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難ができるよう、しおりの里全事業所が一体となり、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図ることで、年1回実施します。
- ②各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮し、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年1回以上実施します。
- ③地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等、および非常放送設備を使用した防災訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます。

- ④火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施していきます。
- ⑤大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めています。

## 7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

## 8. 業務遂行における取組

①MHT（メディカルホームチーム）を中心に、医療とつながる事業所運営を行います。

- ・予防医療の視点で、利用者様の状態を把握します。
- ・予防医療を要する方には説明を行い、フェニックス健診クリニックと連携し医療情報を共有致します。

②ハラスマント対策の強化

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動や、優越的な関係を背景とした言動など、業務上必要かつ相当な範囲を超えた行為により従業者の就業環境が害されることを防止致します。

③虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策を、定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備致します。

④5Sの実践（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）

- ・整理整頓の3ステップの実践：仕分ける。捨てる。収納する。
- ・奉仕の心を高める：環境内容を確認し、清潔に保ちます。
- ・接遇能力の向上：言葉遣い、身だしなみのマナー、ルールを守ります。

⑤情報伝達力の向上

情報が所属職員に確実に伝わるよう工夫し、実践します。

- ・伝達能力の向上：伝える側も伝わらないことを前提に伝える力の向上を図ります。
- ・伝達方法の確立：伝える仕組みを確立し、徹底を図ります。
- ・ハードの活用：伝達システムツールを活用します。情報共有ツールの検討を行います。

⑥チームの向上

- ・各チームで目標を設定し、達成に向け取り組みます。
- ・セルフチェック機能を活用し、自己評価を継続します。

⑦接遇能力の向上

- ・職員の倫理を意識し、利用者様の支援向上に取り組みます。
- ・職員としての行動規範を振り返り、誠実に取り組みます。

## 9. コストに関する取り組み

- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。
- ・職員の乱暴な取扱いや不注意などによる破損をなくし、使用や操作方法、周辺環境の確認

を行ったうえで、破損理由などを分析・共有し再発予防に努めます。

- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心掛けるとともに、在庫管理を適切に行い無駄のないようにしていきます。
- ・光熱水費について、電気の消し忘れ、水道の出しつぱなし、冷暖房の適正な温度管理など、各自が無駄遣いを意識して節約に取り組みます。
- ・時間外勤務の削減のため、時間外勤務の原因を分析し業務の見直しなどを図ります。

## 10. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ①利用者様が望む「暮らし」が継続できるよう、在宅、施設の適正を理解し、ヤナセメディケアグループ間の状況共有及び、他機関と連携を図ります。
  - ・ターミナルの方や、重度の認知症の方への意向確認を、本人様主体で提供を行える支援となるよう取り組みます。
  - ・医療機関との連携を行い、支援方針や生活支援の方法の提示、説明、同意、実行のサイクルを実践します。
  - ・在宅継続を意識したリハビリが提供できるよう、体制の見直しを行いセラピストの配置をします。
- ②計画的に職員を採用、育成を行い、「質」の向上に努めるとともに、グループの求めるサービス提供ができる体制の確保及び事業継続に取り組みます。

(第1短期)

- ・稼働目標 90%

(第2短期)

- ・稼働目標 90%。

2025年度　社会福祉法人寿泉会  
しおりの里居宅介護支援事業所 事業計画書（案）

## 1. しおりの里の運営方針

### ①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

支えを必要とする、これから支えを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

### ②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、チームで考え、人々の幸せに貢献します
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

### ③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことが出来るよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者の願いを叶えることができるよう最善を尽くします。

## 2. しおりの里居宅介護支援事業所の運営方針

地域の皆様へ感謝の気持ちを持ち、利用者様が自分でできることを行い、自分らしい生活が継続できるよう、健康面、生活面等を把握しマネジメントに努めます。

## 3. しおりの里居宅介護支援事業所としてのサービス提供等への取り組み

### (1)相談援助

利用者様や家族様、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して丁寧に応対し、状況の把握を行うとともに、本人様や相談者自身に必要なサービスや制度の紹介を行い、地域関係者や関係機関と連携し、課題の解決に向けた適切な支援を行っていきます。

### (2)ケアマネジメント部門

利用者様、家族様に丁寧に説明を行い、ご理解いただいた上で適切なケアマネジメントを進めていきます。利用者様のニーズに答えられるように、アセスメントやモニタリングの技術、向上に努めます。ケアマネジメントを行う上で各自が自覚を持ち、利用者様および家族様に誠意を持って対応にあたります。

### (3)苦情対応

居宅介護支援にあたり、苦情が発生しないよう各自が自覚を持ち対応致します。

総合窓口を設置し、苦情に至った際は次の手順で対応を行います。

- ・相手の「心情を理解」してクレームをよく聴き、迅速に行動します。
- ・何が問題になっているか「事実を確認」します。
- ・問題の解決策や代替案などの「解決策を提示」します。
- ・クレームに対し「お詫びと感謝」を伝え、組織内で共有しフォローを行います。
- ・真摯に対応しご理解いただけるよう、誠心誠意、組織で対応していきます。

## 4. 会議・研修等の開催

### (1) 会議

- ・定例会議（朝会議）：1回/週  
事例検討、地域の事業所や社会資源、保険医療・福祉の諸制度、利用者の動向などを検討
- ・居宅介護支援事業所会議：1回/月  
実績報告、外部研修伝達、勉強会、その他検討事項

### (2) 研修

- ・制度、ケアマネジメントに関する向上の勉強会：1回/月、全職員参加
- ・介護支援専門員の総合相談会：1回/年、全職員参加
- ・外部研修の参加：1～2回/月
- ・自己評価：1回/年、全職員参加
- ・他法人と事例検討会：1回/年、全職員参加
- ・虐待・身体的拘束対策についての研修・教育の実施（1回/年）
- ・業務継続計画の策定に基づいての必要な研修（1回/年）

### (3) 委員会

- ①虐待防止のための対策委員会（2回/年）
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための対策委員会（2～6回/年）
- ③防災委員会（4回/年）
- ④身体的拘束対策委員会（4回/年）

## 5. しおりの里における防災への取り組み

- ① 安全で確実な避難が出来るよう、しおりの里全事業所が連携し、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図り、年1回実施します。
- ② 利用者の心身機能、居住環境に配慮した防火・防災意識の向上に努めます。
- ③ 火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を年1回実施します。
- ④ 大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めます。

## 6. 業務継続（BCP）における取り組み

感染症の感染者（疑いを含む）や自然災害が発生した場合においても、サービス提供を継続するために当該事務所の実施すべき事項を定め、平素から準備を行い、これにより危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常復帰までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限に留める環境を整えます。

### （自然災害）

- ・業務継続に向けた計画等の策定を行います。
- ・大規模災害に伴う訓練（シミュレーション）の実施を行います。
- ・法人内の他事業所とも連携を図り情報共有を行います。
- ・しおりの里全事業所が大規模災害を想定した総合防災訓練を実施（1回/年）し、地域との協働による応援体制の検討をしていきます。

## (感染症)

- ・感染症の発生及びまん延予防等に関する取り組みを行います。
- ・感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備いたします。
- ・感染対策委員会の開催（2～6回/年）、但し、流行している時期は必要に応じて随時開催します。
- ・感染の担当者を設置し、定期的に研修を実施いたします。
- ・訓練（シミュレーション）の実施を行います。
- ・法人内の他事業所とも連携を図り情報共有を行います。

## 7. 業務遂行における取り組み

### ①ケアマネジメントの質、向上

- ・毎週の会議や勉強会の実施、情報収集、外部研修の参加、地域ケア会議への参加、多職種連携等を行います。

### ②ハラスメント対策の強化

- ・利用者に対して安定した居宅介護支援サービスを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止致します。
- ・ハラスメント防止のための指針を整備いたします。
- ・ハラスメント防止を徹底する定期的な研修（1回/年以上）を実施します。

### ③虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策、理解を深める委員会を開催し、定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備いたします。
- ・虐待担当者を決め対応への啓発を行っていきます。

### ④身体的拘束等の適正化への取組

- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- ・身体的拘束等の適正化のための担当者を決め対応への啓発を行っていきます。

## 8. コストに関する取り組み

- ・裏紙利用や、両面印刷などの工夫で、コピー用紙の節約、経費削減に努めます。
- ・ICT、デジタル化、業務効率化に関する研修に参加しICT技術を活用できるように努め、ペーパーレス化を図ります。
- ・ガソリン、時間の節約のため、効率よく訪問することに努めます。
- ・業務を効率化し時間内で業務を終えることができるよう努めます（光熱費の削減）。
- ・話す内容を考えて電話代の削減に努めます。

## 9. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ・地域の住民や病院等へのアピール、各包括事業所、各サービス事業所（研修等での積極的な顔つなぎ）に声をかけ、新規利用者の確保に努めます。
- ・計画作成件数、35件/名を目標とし取り組みます（職員の雇用形態により目標件数を明確にする）。

空P

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
しおりの里通所介護事業 事業計画書（案）

## 1. しおりの里 運営方針

### ①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

ささえを必要とする、これからささえを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

### ②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

### ③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことが出来るよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

## 2. しおりの里デイサービスセンター（一般）運営方針

利用者様個々の「想いに向かって」地域につながるデイサービスを目指します。

- ・利用者様個々の想いを大切にし、寄り添って、住み慣れた地域での自律生活が継続できるように努めます。
- ・やりがいや楽しみを見つけ、意欲の向上につながるよう支援します。
- ・職員の健康管理を適切に行います。
- ・お互いを尊重し、職務に専念できる職場作りを行っていきます。

## 3. しおりの里デイサービスセンター（一般）としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

①専門的な知識、技術を用いて多職種と連携し、幅広い課題に対応する役割を担います。

②利用される方の心身状況を把握し家族と情報交換・共有を行う。

- ・利用者様に寄り添い、傾聴し、信頼関係を築きます。
- ・利用者様が抱いているニーズに応えられるように取り組みます。

③入浴計画に基づき、個浴を活用し利用者様の自宅環境に近い入浴介助に努めます。

- ・利用者様が可能な限り自立して入浴できるよう質の高い個別の入浴介助を促します。

④利用者様のできること、わかることを把握し、自立支援に向けた適切なケアを行います。

⑤介護福祉士取得者の役割として、介護技術の向上、指導や助言、適切な業務、役割の配分等、後進の育成ができるよう努めます。

### (2) 看護部門

- ・来園時の健康チェック、全身状態の観察を行い異常の早期発見に努めます。

- ・家族様からの情報を収集し多職種と共有いたします。
- ・入浴時には、身体状態を把握し多職種と連携しながら情報共有を行い、体調の変化や疾病の早期発見と健康管理を支援いたします。
- ・食事については、嚥下状態、姿勢、食事形態に留意し、必要に応じ専門職と連携し、支援を行います。
- ・感染症対策として、感染予防（手指消毒の徹底、マスクの着用、換気、接触箇所の消毒等）に努め、拡大防止に努めます。
- ・利用者様の疾患、生活背景を理解し、フェニックス健診クリニックと情報共有しながら、かかりつけ医診察のサポートを実践します。

### (3) 機能訓練部門

- ①自宅での過ごし方や生活環境を確認しつつ、生活に必要な課題を見つけることで、その方に必要なリハビリを提供できるようにしていきます。
- ②身体機能面だけでなく、その方の全体像を把握することで、各々が安心・安全に生活できるよう支援をしていきます。
- ③状態変化にいち早く気付けるようにし、周りへの配慮や状態悪化を予防していきます。
- ④利用者様に関わるサービスや事業所の把握を行い、周りの事業所との情報共有や、より良いサービスが提供できるようにします。

### (4) 栄養部門

- ・多職種と連携し、食事形態、口腔機能について評価を行い、本人様に合わせた食事形態の提供を行います。
- ・季節の食材を使用し、栄養・疾病・嗜好に配慮し、衛生的で安全な食事を提供します。

### (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ①利用者様・家族様の意向を、真摯に受け止め対応を行います。
- ②その人らしさを引き出しながら望む生活を送るためのサポートを行います。
- ③利用者様が抱いている望みを引き出すことができるよう、信頼関係作りを行います。
- ④利用者様・家族様からのご意見や苦情等に関しては迅速に確認を行い、説明を行います。
- ⑤個々の希望を収集し、出来ることから実現する柔軟な対応を心掛け、より一層満足して頂けるサービスの提供を目指します。
- ⑥地域福祉の推進に参加協力し、地域の中でお互いに支えあう関係づくりを進めるため地域に親しまれる解放された施設づくりを目指します。

## 4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベント、設えを提供致します。
- ・本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

### 年間行事（実施月及び行事名）

- ・本人様が参加したいイベントが選べるよう、提供方法の検討を行います。
  - ・ 4月 春の行楽

- ・ 5月 あじさい見学
- ・ 8月 縁日
- ・ 10月 秋の行楽
- ・ 12月 忘年会
- ・ 1月 お茶会
- ・ 2月 おやつ作り
- ・ 3月 桜見学

\*その他、外出行事等については社会情勢に応じます。

## 5. 会議・研修等の開催

### (1)会議

- ・デイサービス運営会議（毎月実施）

各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことでサービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行います。

- ・介護会議（隔月実施）

創作活動や生活リハビリ等を企画し、新たなサービスを利用者様に提供します。

利用者様より『行いたい事』等を聞き取り出来る限り希望に添い、利用者様の利益に繋がるよう検討を行います。

### (2)研修

- ・認知症介護実践者研修、基礎研修

認知症への理解、対応等の基礎知識を身につける。（未取得者対象）

- ・プライバシー（個人情報）に関する研修
- ・虐待防止、身体拘束等の廃止に係る研修
- ・倫理及び法令遵守にかかる研修
- ・リスクマネジメントに関する研修
- ・介護サービス質の確保に関する研修

## 6. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難ができるよう、しおりの里全事業所が一体となり、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図ることで、年1回実施いたします。
- ②各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮し、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年1回以上実施いたします。
- ③地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等および非常放送設備を使用した防災訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます。
- ④火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施していきます。
- ⑤大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めています。

## 7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協

働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施いたします。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

## 8. 業務遂行における取組

### ①ハラスメント対策の強化

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止致します。

### ②虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策を、定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備致します。

### ③倫理・行動規範の実践

- ・施設運営におけるサービス内容を職員に周知し、よりよいサービスの提供に繋げます。
- ・利用者様や家族様との信頼関係を築き、最適なサービスを適確に行うために、「しおりの里」職員が守るべき基本的事項、理念及び行動規範の振り返りを行います。
- ・職員の意識改革を図り、風通しのよい職場環境を作ります。

## 9. コストに関する取り組み

- ・消耗品の品目の見直し、在庫の確認を行い、引き続きコストダウンに努めます。
- ・本当に必要なものなのか、代替物で対応できないかの確認を引き続き行います。
- ・行事等の内容を考え必要経費の見直しを図ります。
- ・業務遂行の効率化を図り、時間外労働の見直し、強化を図ります。

## 10. 事業所の稼働向上に関する取り組み

普段から利用者様、ご家族、関連事業者と密に情報共有することで信頼関係を築きあげ、要望等があった場合には真摯にかつ、即座に対応を行うことで、新たに取り上げられたご要望の取りこぼしをなくします。

関連機関（主に居宅介護支援事業所）に、デイサービスの事例検討の成功例、検討結果を報告し、新規利用獲得に繋がるよう働きかけを行います。

- ・一般型通所介護の稼働率70%を目指します。

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
しおりの里認知症対応型通所介護事業 事業計画書（案）

## 1. しおりの里の運営方針

### ①私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

- ・支えを必要とする、これから支えを必要とされる地域の皆様へ、思いやりと慈しみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

### ②私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

### ③私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人のいたみに気づくことが出来るよう、共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

## 2. 認知症対応型通所介護事業所の運営方針

地域につながるデイサービスセンターに向けて『適切な認知症ケア』及び『適切なリハビリ』を行います。

- ・認知症の方に特化し、アットホームな雰囲気づくりや馴染みの場として、ご提供できるよう努めます。
- ・認知症に対するケアとして、多職種と連携し認知症状をより専門的に捉え個別サービスを軸としたチームケアを目指します。
- ・利用者様が自身の役割を見出することで、幸福感を持って頂けるように働きかけ、自主性を尊重しながらサポートします。
- ・利用者様の出来ること、分かる事を把握し個々に対応を行う事で、利用者同士や職員等と馴染みの関係をつくりながら、認知症の進行予防や意欲向上につながるよう取り組みます。
- ・安心して在宅での生活が送れるよう社会的孤立感の軽減やストレスの軽減、個別機能訓練等の必要な支援を行い、心身機能の維持、向上を図ります。
- ・必要に応じて主治医と嘱託医との連携を図り、認知症治療を行います。

## 3. 認知症対応型通所介護事業所としてのサービス提供等への取り組み

### (1) 介護部門

- ・認知症状などにより記憶が低下し、デイサービスでの過ごし方を思い出せない方でも、心地よい思いを残せる接遇を行い、楽しい雰囲気であることに努めます。
- ・利用者様の残存機能を活用し認知機能を維持でき、ご自身主体で行って頂けるように入浴や排泄等の介助を実施いたします。
- ・プライバシーに配慮しつつ、排泄ではパターンを把握することで、気持ちよくトイレで排泄が出来るように支援いたします。

- ・可能な限り自宅で自立した生活が継続できるよう認知症の方に適した運動レクや生活リハビリ（配膳、洗濯たたみ等の家事動作）口腔機能訓練を行い、心身機能の維持改善を目指します。
- ・専門的な知識、技術を用いて多職種と連携し、幅広い介護ニーズに対応する役割を担います。
- ・認知症状に応じた対応、医療、リハビリの必要性が高い方への対応や障害の特性に応じた複合的な支援ニーズを抱えるご家族への対応など、利用される方の心身状況などを把握する力を研修等に参加し、身につけていきます。
- ・介護福祉士取得者の役割として、介護技術の向上、指導や助言、適切な業務、役割の配分等、後進の育成ができるよう努めます。

#### (2) 看護部門

- ・来園時の健康チェック、全身状態の観察を行い異常の早期発見に努めます。
- ・ご家族様からの情報を収集し、多職種と共有いたします。
- ・入浴時には、身体状態を把握し多職種と連携しながら情報共有を行い、体調の変化や疾病の早期発見と健康管理を支援する。
- ・食事については、嚥下状態、姿勢、食事形態に留意し必要があれば専門職と連携し支援を行います。
- ・感染症対策として、感染予防（手指消毒の徹底、マスクの着用、換気、接触箇所の消毒等）、拡大防止に努めます。
- ・利用者様の疾患、生活背景を理解し、フェニックス健診クリニックと情報共有しながら、かかりつけ医診察のサポートを実践します。

#### (3) 機能訓練部門

- ・認知症対応型デイサービスの役割として、本人のみでなくご家族様、外部機関との連携を強化いたします。
- ・認知症に対して、適切な対応に努め、必要に応じて医療機関との連携を行い、治療に繋げます。
- ・在宅生活が継続出来るように、在宅生活の様子を把握し情報収集を行います。
- ・作業療法士のみでなく、多職種と連携しリハビリを進めていきます。
- ・本人様の興味があるもの、本人様にあった内容を取り入れリハビリの提供を行います。
- ・機能訓練指導員の技術向上に努めます。

#### (4) 栄養部門

- ・多職種と連携し、食事形態、口腔機能について評価を行い、本人様に合わせた食事形態の提供を行います。
- ・季節の食材を使用し、栄養・疾病・嗜好に配慮し、衛生的で安全な食事を提供します。

#### (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・ご家族様や関連事業所と密に連携を図り、ご本人の状態に合わせたサポート体制を作ります。
- ・サービスに関わる重要事項説明書を利用者様及びご家族様へ説明し契約を結び、サービスを提供します。
- ・苦情窓口を設け、受付時には解決に向け速やかに対応いたします。

- ・個人情報保護法に基づき、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。
- ・利用者様、ご家族様へ、介護や日常生活全般にわたる相談に応じ、助言を行い安心で充実した在宅生活の継続の支援を行います。
- ・利用者様やご家族様とのつながりが途切れないように、個別の家族状況を把握し信頼関係を築きながら、取り組みます。
- ・利用者様の『できること』『わかること』を把握し自主性を持てるように多職種と連携し働きかけます。
- ・相談、援助技術の向上に努めます。

#### 4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベント、設えを提供いたします。
- ・本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供いたします。

##### 年間行事（実施月及び行事名）

- ・ 4月 春の行楽
- ・ 5月 あじさい見学
- ・ 8月 縁日
- ・ 10月 秋の行楽
- ・ 12月 忘年会
- ・ 1月 初詣
- ・ 2月 おやつ作り
- ・ 3月 桜見学

・本人様が参加したいイベントが選べるよう、提供方法の検討を行います。

\*その他、外出行事等については社会情勢に応じます。

#### 5. 会議・研修等の開催

##### (1)会議

- ・デイサービス運営会議（毎月実施）

各種問題解決を目的として開催し問題解決に特化した協議を行うことでサービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行います。

- ・介護会議（隔月実施）

創作活動や生活リハビリ等を企画し、新たなサービスを利用者様に提供します。

- ・利用者様より『行いたい事』等を聞き取り、出来る限り希望に添い、利用者様の利益に繋がるように検討を行います。

##### (2)研修

- ・認知症介護実践者研修

認知症の理解をより深く学び、適切な介護が実践できるよう参加を促します。

- ・プライバシー（個人情報）に関する研修
- ・虐待防止、身体拘束等の廃止に係る研修
- ・倫理及び法令遵守にかかる研修
- ・リスクマネジメントに関する研修

- ・介護サービス質の確保に関する研修

## 6. しおりの里における防災への取り組み

- ①安全で確実な避難ができるよう、しおりの里全事業所が一体となり、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署との連携を図ることで、年1回実施します。
- ②各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮し、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を年1回以上実施します。
- ③地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等および非常放送設備を使用した防災訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます。
- ④火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施していきます。
- ⑤大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めています。
- ⑥その他、防犯対策として、津警察署神戸駐在所署員との意見交換等を行います。

## 7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

## 8. 業務遂行における取組

### ①ハラスメント対策の強化

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止いたします。

### ②虐待の発生又はその再発を防止するための取組

- ・虐待の防止のための対策を、定期的に検討し、共有を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備いたします。

### ③倫理、行動規範の実践

- ・施設運営におけるサービス内容を職員に周知し、よりよいサービスの提供に繋げます。
- ・利用者様やご家族様との信頼関係を築き、最適なサービスを提供し、適確に行うために、「しおりの里」職員が守るべき基本的事項、理念及び行動規範の振り返りを行います。
- ・職員の意識改革を図り、風通しのよい職場環境を作ります。

## 9. コストに関する取り組み

- ・消耗品の品目の見直し、在庫の確認を行い引き続きコストダウンに努めます。
- ・本当に必要なものなのか代替物で対応できないかの確認を引き続き行います。
- ・行事等の内容を考え、必要経費の見直しを図ります。
- ・業務遂行の効率化を図り、時間外労働の見直し、強化を図ります。

## 10. 事業所の稼働向上に関する取り組み

- ・認知症対応型通所介護の稼働数80%を目指します。

- ・新規や増回等の取りこぼしが無いよう行い、一般型デイサービスと協議しながら取り組みに合う利用者様の移行を検討し実績の向上につなげます。

#### 目標達成の具体策

- ・認知症介護基礎研修や認知症実践者研修を受講し認知症ケアの専門性を高めます。また、研修等で得た情報などは他の職員のものになるよう取り組みます。
- ・認知症に対するケアとして、多職種と連携し利用者様が自身の役割を見出すことで、幸福感を持って頂けるように働きかけ、個別サービスを軸としたチームケアを目指します。

空P

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
しおりの里広域型介護老人福祉施設事業 事業計画書（案）

## 1. しおりの里の運営方針

### ① 私たち、しおりの里の使命・しおりの里の存在目的

支えを必要とする、これから支えを必要とされる地域の皆様へ、思いやりといつくしみの心をもって健康医療（介護と医療の融合）を行います。

### ② 私たちが創るしおりの里

- ・「複合型介護施設群 しおりの里」として、常に前向きに、困難にはチームで立ち向かい、人々の幸せに貢献します。
- ・多職種の専門分野を活かし、満たされた暮らしの実現をサポートします。
- ・介護と医療が融合した複合型介護施設群として成長を続けます。

### ③ 私たち、しおりの里職員が大切にしていくこと

- ・思いやりと慈愛の心を持って誠実に接します。
- ・人の痛みに気づくことが出来るよう共感的に関わります。
- ・他者に対して感謝の気持ちを持ち続けます。
- ・できること、わかることに着目して利用者の望みを満たすことができるよう最善を尽くします。

## 2. しおりの里広域型特別養護老人ホームの運営方針

『入居者様が「その人らしく」安心して暮らせる施設を目指します』

### ① 個別ケアの提供

- ・入居者様の意向を尊重し、生活リズムを「24時間シート」で可視化し、チームケアを実施します。

### ② 家族とのつながりを大切に

- ・入居者様とご家族様が安心して過ごせる環境を整備し、職員との情報共有の場を確保します。

### ③ 看取りケアの充実

- ・アドバンスケアプランニングを実践し、入居者様、ご家族様、職員が少しでも不安なく最期を迎えるよう支援します。

### ④ 各部門の役割を明確化

- ・施設内の各部門の責任と役割を明確にし、よりよいケアの提供を目指します。

## 3. しおりの里広域型特別養護老人ホームとしてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

#### ① 入居者様一人ひとりの能力に応じた介護サービスの提供

- ・入居者様の能力を的確に把握し、変化があれば社内メールを活用し迅速に多職種へ報告します。

#### ② 情報共有の強化

- ・入居者様の状態や思いを記録し、職員間で共有することで適切なケアを実施します。
- ・職員同士の積極的なコミュニケーションを促進し、働きやすい環境を整備します。

#### ③ 介護技術の向上

- ・ケアの必要性や目的（根拠）を理解し、統一した介護サービスを提供します。

- ・重度化対応を見据えた介護スキルの向上に努めます。

## (2) 看護部門

### ① 個別性を尊重した看護とチームワークの強化

- ・入居者様一人ひとりの個性を理解し、多職種と密に情報共有を行います。
- ・連携を深め、よりよいチームワークのもとで充実した看護を提供します。

### ② 業務改善とレベルアップの推進

- ・毎月の看護会議を開催し、業務の見直しや改善点を検討します。
- ・継続的な業務改善を通じて、看護の質の向上を目指します。

## (3) 機能訓練部門

### ① 入居者様の状態に応じた評価の実施

- ・必要に応じて、日常生活動作（ADL）、身体機能、精神機能の評価を実施します。

### ② 自立支援に向けたリハビリと環境調整

- ・日常生活動作が継続できるよう、個別リハビリや生活環境の調整を実施します。

### ③ 希望する生活の実現に向けた多職種連携の強化

- ・入居者様が望む生活を送れるよう、介護・看護等他職種と密に連携し支援を行います。

## (4) 栄養部門

### ① 栄養状態の改善

- ・低栄養（BMI18.5未満）の改善に努めます。
- ・多職種と連携し、褥瘡がある方への栄養補助食品の検討をします。

### ② 災害時の栄養管理

- ・災害時のマニュアルを整備します。
- ・非常食の検討、在庫管理（ローリングストック）をします。
- ・非常食の保管場所や使用方法を他職種と共有（研修や炊きだし訓練等の実施）をします。

### ③ 食の楽しみの提供

- ・ユニット職員と協力し、食に関する行事を開催します。
- ・入居者様の誕生日に誕生日カードを作成し、赤飯を提供します。
- ・季節や行事のポスター、ランチョンマットの作成をします。

## (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

### ① 入居者様・家族との信頼関係の強化と情報共有の徹底

- ・施設サービス計画書、摂食嚥下機能評価、栄養ケア計画書、リハビリテーション実施計画書の説明、同意、共有を実施します。
- ・ご家族様への日々の状態報告を行い、信頼関係の構築に努めます。
- ・事故、苦情発生時には迅速かつ的確に対応し、共有と再発防止に努めます。
- ・終末期には、入居者様、ご家族様、職員が受け入れられるよう、看取りケアプランを通じたデス・エデュケーションに努めます。

### ② 多職種連携の強化と支援の質向上

- ・入居者様の「できること」「わかること」に着目し、サービス担当者会議で多職種と情報を共有し、施設サービス計画書を基軸とした支援を実施します。

- ・記録物の重要性を伝え、適切な情報管理と活用に努めます。

#### 4. 行事の実施

- ① 入居者様の心身の状況や意向を尊重した活動の提供
  - ・日中活動や余暇活動を通じて、充実したサービスを提供します。
- ② 季節を感じ、五感で楽しめるイベントの実施
  - ・四季折々のイベントや飾りつけを行い、季節の移り変わりを体感できる環境を提供します。
  - ・「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」といった五感で楽しめる企画を実施します。
- ③ 個別性を重視した楽しみの提供
  - ・入居者様一人ひとりに応じた関わりや楽しみを提供するため、ユニット費の活用予算を作成し、計画的に実施します。

行事実施月及び行事名等	
4月	季節行事（春）
5月	季節のおやつ作り（春）
6月	外出行事
7月	季節行事（夏）
8月	季節のおやつ作り（夏）
9月	しおりまつり、敬老会
10月	季節行事（秋）
11月	季節のおやつ作り（秋）
12月	クリスマス会&忘年会
1月	季節行事（冬）
2月	季節のおやつ作り（冬）
3月	ひなまつり
月例	… 音楽療法 季節の飾りつけ 地域イベントボランティアの受入
不定期	… 行事委員会の企画行事

#### 5. 会議・研修等の開催

##### (1) 会議

- ① 運営会議（1回/月）
 

管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議。
- ② ユニット会議（1回/月）
 

ユニット運営に関する会議。
- ③ 介護リーダー・ユニットリーダー会議（1回/月）
 

ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議。
- ④ 看護師会議（1回/月）
 

事業所内看護師の看護内容に関する会議。
- ⑤ チームミーティング（適宜）
 

入居前の情報共有、入居者様のケアプラン等を共有する会議。

##### (2) 研修

- ① 感染症に係る研修（1回/年）  
感染症予防及び蔓延防止のため。
- ② 介護力向上研修（1回/年）  
基本的、応用的介護技術の習得、福祉用具の活用、環境調整に関する知識の習得のため。
- ③ コンプライアンス研修（1回/年）  
法令及びグループ内のルール遵守のため。
- ④ 権利擁護（身体拘束・人権・虐待防止）に関する研修（1回/年）
- ⑤ 褥瘡予防に係る研修（1回/年）
- ⑥ リスクマネジメント研修（1回/年）
- ⑦ 各専門職による内部研修（5回/年）  
テーマ別に実施、専門性を活かす

※上記研修については、外部講師を招聘して開催することも検討します。

※その他、外部研修への参加を行います。

### （3）委員会

- ① 身体拘束・権利擁護委員会（1回/月）  
身体拘束及び権利擁護に関わる内容を検討。
- ② 衛生管理・感染症対策委員会（1回/月）  
感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し。
- ③ 事故防止委員会（1回/月）  
事故予防・再発防止策の検討。
- ④ 褥瘡予防・対策委員会（1回/月）  
発生の予防に努めること、褥瘡の危険因子を評価すること、褥瘡の早期発見及び褥瘡に関する知識及び意識の向上を図る。
- ⑤ 行事広報委員会（1回/3ヶ月）  
ユニット内行事、事業所全体行事の企画・実施等の検討、広報誌の作成。
- ⑥ 入居判定委員会（1回/月）  
次期入居候補者の選定。

## 6. しおりの里における防災への取り組み

- ① 安全で確実な避難が出来るよう、しおりの里全事業所が連携し、自然災害を想定した総合防災訓練（消火訓練、通報訓練、避難誘導訓練等）を消防署と連携を図り、年1回実施します
- ② 各事業所においては、入居者様及び通所利用者様の心身機能に配慮した、夜間を想定した災害対策に必要な訓練として、消火訓練、避難誘導訓練等を、年1回以上実施します
- ③ 地震発生に伴う防災訓練をはじめ、屋内消火栓等を使用した消火訓練、非常放送設備を使用した傾聴訓練等を通じて防火・防災意識の向上に努めます
- ④ 火災等の防止対策として、消防用設備等の自主点検を毎月1回実施します
- ⑤ 大規模災害時における地域等（地域住民・地元企業）との協働による応援体制に向けた検討を進めます

## 7. BCP（事業継続計画）における取り組み

自然災害や感染症における緊急事態に遭遇した場合において、施設の損害を最小限にとどめつつ、

事業の継続あるいは早期復旧を図れるよう、防災対策委員会及び衛生管理・感染症対策委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）
- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

## 8. 業務遂行における取り組み

- ① ハラスメント対策の強化
  - ・性的言動や優越的関係を背景とした行為を防止し、健全な就業環境を維持します。
- ② 虐待防止への取り組み
  - ・虐待につながる行為を職員が考え、会議や研修で意見交換を実施します。
  - ・定期的に防止策を検討、共有します。
- ③ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の実践
  - ・仕分け、廃棄、収納の3ステップで整理整頓をします。
  - ・清掃計画を立て、業務に組み込む。（ケアサポーターの業務見直し含む）
  - ・物品配置を明確化し、マナーやルールを遵守する環境を整備します。
- ④ 情報伝達力の向上
  - ・分かりやすい説明と理解の確認をします。
  - ・伝達の仕組みを確立し、情報伝達ツールを活用します。
  - ・掲示物の場所、期間を明確に設定します。

## 9. コストに関する取り組み

- ① 費用対効果の重視
  - ・費用が発生する際は、常に費用対効果の観点で検討します。
- ② 設備や備品の破損防止
  - ・職員の不注意や乱暴な扱いによる破損を防ぐため、使用方法や環境を確認し、破損理由を分析・共有し再発防止に努めます。
- ③ 消耗品の適正管理
  - ・適切な使用を心がけ、在庫管理を徹底し無駄をなくします。
- ④ 光熱水費の節約
  - ・電気の消し忘れ、水道の無駄使い、冷暖房の適正管理など、個々が意識して節約に取り組みます。
- ⑤ 時間外勤務の削減
  - ・時間外勤務の原因を分析し、業務の見直しを行い、削減を図ります。

## 10. 事業所の稼働管理における取り組み

稼働目標：98.0%

- ① 入所順位の見直しと円滑な入居調整
  - ・月1回の入所順位見直しを実施し、次期入居者様を決定します。
  - ・入院外空床を最小限に抑えるため、待機上位者の意向確認や調査を適宜実施します。
- ② 入院者の状況確認と迅速な受け入れ調整
  - ・入院者の状況を適宜確認し、ご家族様や医療機関と密に連携を図ります。
  - ・退院許可が下り次第、速やかに調査を行い、最短での受け入れを調整します。

- ・空床を減らすため、短期入所事業所と連携し、空床利用を進めます。

2025年度　社会福祉法人寿泉会  
万葉の里入所事業 事業計画書（案）

### 1. 万葉の里の運営方針

- ・私達は、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるようグループのスケールメリットを活かし安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達は、グループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の「健康への望み」をみたすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できること」への援助だけでなく、ご本人の「できること」に着目したケアの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約の痛み」を思いやり、最良の助力をおしみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達は、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は、老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行いケアに繋げます。
- ・私達は、既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもと、末永く勤められるよう利用者満足、職員満足のために「私達ができること」を考えます。

### 2. 万葉の里入所事業の運営方針

- ・心身の状況により、自宅での日常生活を営む上で、支障があるご利用者に対し、多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、要介護状態の軽減や認知症等の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、食事その他必要な日常生活のサービスの提供やリハビリプログラムを提供します。
- ・可能な限り居宅での生活復帰を念頭に、ご利用者個々が目的を持つ施設生活とし、退所後においても不安がないよう各関係機関とも連携を密にし、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・短期集中リハビリテーションを実施しても在宅復帰ができる状態まで回復しなかったご利用者、入所中に身体状況や家庭環境が変化し在宅復帰に至らなかったご利用者に対し、今後の生活に不安が残らないような提案ができるよう努めます。
- ・より良いケアの実践のために、外部・施設内研修等を活用し、職員の介護スキル向上に取り組みます。
- ・既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境を考え、利用者満足、職員満足が向上するように努めます。

### 3. 万葉の里入所事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

#### (1) 介護部門

- ・ご利用者への尊敬の念を持ち、お客様として接し、言葉遣い等丁寧な対応に努めます。
- ・介護スキル向上のために、研修の参加に努め、職員が必要と感じる勉強会の開催とより良いケアの実践に取り組みます。
- ・施設サービス計画書に沿って、介護計画を立て「できること」に着目したケアの提供をします。
- ・職員が抱える職場環境への不満、不安、悩み等のどのようなことでも話し合える職員関係をつ

くり、解決に努めます。

## (2) 看護部門

- ・ご利用者の病状の増悪の早期発見、起こりうるリスクの予測、未然に症状の悪化を防げるよう  
に多職種連携を図り、情報交換・共有を行い看護ケアに努めます。
- ・看護部署で年間事業（ご利用者の健康診断、予防接種等）が円滑に進むよう、引き続き共有で  
きる場を設け、業務手順を把握し、部署内で協力分担していきます。
- ・看護師としてのスキルアップを目的として、研修に参加し知識を深め、部署内で伝達するよう  
努めます。
- ・感染対策を行い、感染予防に努めます。

## (3) 機能訓練部門

- ・新規入所のご利用者に対し短期集中リハビリテーションを実施し、在宅復帰のご利用者に対し  
ては、自宅での生活を安全に過ごして頂くための動作獲得、環境整備を行います。施設待機の  
ご利用者に対しては、出来る事を増やす事により施設生活において、より自立した生活を目標  
とします。
- ・既存のご利用者に対しては、スタッフ間でご利用者のできる事・できない事を共有し、日常生活の中で、いかにご自身でできることを実施して頂くか検討します。

## (4) 栄養部門

- ・おいしく・楽しい食事提供に努めます。
- ・栄養バランス、味にムラがない安定した食事提供を心がけます。

### （栄養ケア）

- ・個々の栄養状態を把握し、健康状態の維持や悪化防止のためにアセスメントを行います。
- ・リスクを分け、2週間・1ヶ月・3ヶ月毎に評価を行っていきます。
- ・ご利用者には、食事内容の検討・補助食品の検討を多職種と検討します。
- ・楽しみを持ち続けられるように嗜好に応じた食事の提供や食事形態の工夫を行います。
- ・他職種と共に最後まで経口摂取ができるように支援します。
- ・褥瘡のあるご利用者・リスクのあるご利用者に迅速な対応を行うため、他職種と情報共有を行  
います。

### （行事食の提供）

- ・季節感のあるメニューを提供します。
- ・施設行事やお楽しみメニューの提供を定期的に行います。

### （防災対策）

- ・災害時における非常食を管理し、期限が切れる前に献立にとりいれて提供します。
- ・災害に備え、3日間の備蓄を常に準備しておきます。

### （衛生管理）

- ・検食を行い、安心・安全な食事を提供します。
- ・適時・適温食を提供、また個々にあわせた食事時間を設けるように工夫します。
- ・厨房職員に対して衛生指導を行います。

## (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・可能な限り在宅での生活復帰を念頭に、多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、ご本人の「できること」に着眼したケアプランを作成し、ご利用者の元気力・健康力の向上に努めます。
- ・ご利用者の健康への望みがみたせるよう、ご本人の健康への意識や想いに耳を傾け、ケアに繋げます。
- ・万葉の里で空床がなく、入所が提案できない場合、グループ内の空き情報を確認し、ご提案します。

#### 4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベントを提供いたします。
- ・本物（実物）に「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」ことを楽しめる企画を提供いたします。

##### (1) 施設全体行事

月	行事名
9月	秋祭り

##### (2) ユニット行事

月	行事名
3月	ひな祭り
4月	花見
5月	端午の節句
6月	七夕飾り作り
7月	七夕
9月	敬老会
10月	運動会
12月	忘年会
1月	新年会
2月	節分
3月	ひなまつり

#### 5. 会議・研修等の開催

##### (1) 会議

- ・運営会議（月1回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・C S ・ E S会議（月1回）：顧客満足・従業員満足に関する会議
- ・サービス担当者会議（月1回）：施設内でのご利用者の情報共有及び検討
- ・介護L・U L会議（月1回）：ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議
- ・介護会議（月1回）：事業所内の介護内容に関する会議
- ・看護会議（月1回）：事業所内の看護内容に関する会議
- ・入所前カンファレンス（随時）：各部署代表者による入所後のケアを確定
- ・インシデント・アクシデントカンファレンス（随時）：各チームメンバーでインシデント・アクシデントについて検証し対応策の個別検討

## (2) 研修

- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年2回）：感染症予防及びまん延防止のため
- ・コンプライアンス研修（対象：全職員・年1回）：法令遵守のため
- ・権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年1回）：ご利用者の権利擁護のため
- ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
- ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年2回）：事故防止に向けての知識等の取得
- ・グループ内研修（対象：全職員・随時）：職員全体のスキルアップを図る

※その他、生涯研修等、外部研修への参加を行います。

## (3) 委員会

- ・身体拘束委員会（月1回）：身体拘束に関わる内容の検討
- ・安全衛生委員会（月1回）：労働者の危険や健康障害を予防する
- ・事故委員会（月1回）：ヒヤリハット事例も含めた事故予防・再発防止策の検討
- ・褥瘡防止委員会（月1回）：褥瘡の予防・再発防止策の検討
- ・防災委員会（月1回）：施設内の防火管理に対することや防災対策の検討
- ・行事委員会（年6回）：施設行事の立案・実行
- ・感染衛生管理委員会（年4回）：ノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス、食中毒等の感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ・権利擁護虐待防止委員会（年2回）：権利擁護に関わる内容の検討

## 6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害などの大規模災害の発生を想定した防災訓練を行います。
- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。  
　　<火災訓練 年2回（夜間想定1回）、風水害想定訓練 年1回>
- ・非常連絡網の確認、修正を行います。（年4回）
- ・感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

## 7. 業務遂行における取組

- ・サービスの向上を目的として、事業計画を3ヶ月ごとに評価し、業務内容の見直しを行いながら、ケアの提供に取り組んでいきます。

## 8. コストに関する取り組み

身近である光熱水費や物品などのコスト管理については、ただ単に経費を削減するというだけでなく、限られた財源の中において、無駄を省くことや費用対効果を高めるという観点を持つことが必要であり、一方で、業務の効率化による時間外勤務の削減など、目に見えにくい部分のコストについても、全職員が意識し、少しでも無駄を減らすことを目標とします。

- ・光熱水費は、前年度の月別使用料を確認しながら、毎月把握に努めます。
- ・電気、水道、ガスの使用方法を見直し、節約に努めます。
- ・節水機器についても法人全体で必要に応じ検討・導入し、経費節減に努めます。

- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の観点で検討します。
- ・職員の乱暴な取扱いや不注意などによる破損をなくし、使用や操作方法、周辺環境の確認を行ったうえで、破損理由などを分析・共有し再発予防に努めます。
- ・おむつやパットの選定・使用方法について、アテントマイスター・プロ資格を取得し、おむつの必要性、適切なパットの使用など無駄を無くし、ご利用者に合ったものを提供します。
- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心掛けるとともに、在庫管理を適切に行い無駄のないよう努めます。
- ・時間外勤務の削減のため、時間外勤務の原因を分析し、業務の見直しなどを図ります。

## 9. 事業所の稼働管理

稼動目標：95.0%（短期入所含む）

- ・近隣の居宅支援事業所や病院に空床情報を提供します。
- ・入院者の状況を適宜確認し、家族・医療との連携を密に行います。
- ・空床のない状態をつくることで、待機者を確保し、退所時期と入所時期を調整できるサイクルを目指します。
- ・入院外空床や在宅復帰後の空床期間を短縮する為、次期入所者の選定及び日時管理を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ・事業課長、支援相談員は稼働の打合せを毎日行い、空床状況の把握、稼働率の管理を日々行い、稼働率の安定を図ります。

空P

2025年度　社会福祉法人寿泉会  
万葉の里短期入所療養介護事業　事業計画書（案）

## 1. 万葉の里の運営方針

- ・私達はご利用者が末永く在宅での暮らしを維持、継続できるようグループのスケールメリットを活かし、安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達は、グループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私達はご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できないこと」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私達はご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約の痛み」を思いやり、最良の助力を惜しみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達はより良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行いケアに繋げます。
- ・私達は既存職員、新卒者、中途採用者が働き易い職場環境のもと、末永く勤められるよう利用者満足、職員満足のために「私達ができること」を考えます。

## 2. 万葉の里短期入所療養介護事業の運営方針

- ・地域で1つの短期入所療養介護事業所として、リハビリの希望・介護負担軽減など、ご本人やご家族の多様な事情を酌み、多職種と連携を図りサービスの提供に努めます。
- ・他の短期入所事業所にない理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による、個別リハビリを提供できる事業所として、その役割を各方面に強くPRし、幅広く認知して頂けるように努めます。
- ・ご利用者が、短期入所療養介護事業所に来て頂いている間だけではなく、在宅で安全に過ごすために必要な情報の提供やご提案を、ご家族、担当介護支援専門員、ご利用されている介護保険事業者に行なうと共に、今後の生活を想定しながら、在宅での暮らしを援助していきます。
- ・私達は短期入所療養介護事業所でのサービス提供だけではなく、ご利用者、ご家族に対し親身になり、話しやすい、接しやすい雰囲気に心がけ、対象事業以外の事でも気軽に相談して頂けるような関係性を構築できるよう努力します。

## 3. 万葉の里短期入所療養介護事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 介護部門

- ・ご利用者への尊敬の念を持ち、お客様として、言葉遣い等に配慮し、丁寧な対応に努めます。
- ・介護スキル向上のために、研修の参加に努め、職員が必要と感じる勉強会の開催とより良いケアの実践に取り組みます。
- ・在宅での生活環境に沿ったケアを提供すると共に、安心した暮らしの継続ができるように努めます。

### (2) 看護部門

- ・多職種間、施設内事業所間（通所リハ、訪問リハ等）と連携を図り、ご利用者の状態把握に努めます。

- ・在宅での生活の情報収集を行い、病状の増悪の早期発見、起こりうるリスクの予測をし、体調管理に努めます。
- ・感染対策を徹底し、感染予防に努めます。

#### (3) 機能訓練部門

- ・ショートステイ利用時に身体機能低下が起きないよう、活動的な生活を促すと共に、個別リハビリを実施します。
- ・新規のショートステイご利用者に対して、開始時に担当者会議を実施し、スタッフ間の情報共有を図ります。

#### (4) 栄養部門

- ・おいしく、楽しい食事提供に努めます。
- ・栄養バランス、味にムラがない安定した食事提供を心がけます。
- ・給食委託業者と十分に連携を取り、より良い食事を提供できるように努めます。

##### (行事食の提供)

- ・季節感のあるメニューを提供します。
- ・施設行事やお楽しみメニューの提供を定期的に行います。

##### (防災対策)

- ・災害時における非常食を管理し、期限が切れる前に献立にとりいれて提供します。
- ・災害に備え、3日間の備蓄を常に準備しておきます。

##### (衛生管理)

- ・検食を行い、安心・安全な食事を提供します。
- ・適時・適温食を提供、また個々にあわせた食事時間を設けるように工夫します。
- ・厨房職員に対して衛生指導を行います。

#### (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・ご利用者の担当介護支援専門員が作成したケアプランに添って、在宅での暮らしを援助します。
- ・ショートステイ利用中の情報をご家族やご利用者が利用している介護保険事業者に提供し、在宅で安全に生活できるよう援助します
- ・万葉の里ショートステイで希望利用日が取れない場合、グループ内のショートステイの空き情報を探し、ご提案します。

### 4. 行事の実施

- ・季節を感じ、楽しめるイベントを提供します。
- ・「触れる」「におう」「聴く」「味わう」「観る」が楽しめる企画を提供します。

#### (1) 施設全体行事

月	行事名
9月	秋祭り

#### (2) ユニット行事

月	行事名

3月	ひな祭り
4月	花見
5月	端午の節句
6月	七夕飾り作り
7月	七夕
9月	敬老会
10月	運動会
12月	忘年会
1月	新年会
2月	節分
3月	ひなまつり

## 5. 会議・研修等の開催

### (1) 会議

- ・運営会議（月1回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・C S ・ E S会議（月1回）：顧客満足・従業員満足に関する会議
- ・地域包括ケア会議（3ヶ月1回）：他職種との交流や難解な事例検討、  
参加者・・・一志・白山・美杉地域の病院関係者、居宅ケアマネ、  
在宅系の介護サービス業者福祉用具
- ・介護L・U L会議（月1回）：ユニットリーダー職以上の介護内容に関する会議
- ・介護会議（月1回）：事業所内の介護内容に関する会議
- ・看護会議（月1回）：事業所内の看護内容に関する会議

### (2) 研修

- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年2回）：感染症予防及びまん延防止のため
  - ・コンプライアンス研修（対象：全職員・年1回）：法令遵守のため
  - ・権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年1回）：ご利用者の権利擁護のため
  - ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
  - ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年2回）：事故防止に向けての知識等の取得
  - ・グループ内研修（対象：全職員・随時）：職員全体のスキルアップを図る
- ※その他、生涯研修等、外部研修への参加を行います。

### (3) 委員会

- ・身体拘束委員会（月1回）：身体拘束に関わる内容の検討
- ・安全衛生委員会（月1回）：労働者の危険や健康障害を予防する
- ・事故委員会（月1回）：ヒヤリハット事例も含めた事故予防・再発防止策の検討
- ・褥瘡防止委員会（月1回）：褥瘡の予防・再発防止策の検討
- ・防災委員会（月1回）：施設内の防火管理に対することや防災対策の検討
- ・行事委員会（年6回）：施設行事の立案・実行
- ・感染衛生管理委員会（年4回）：ノロウイルスやインフルエンザ、コロナウイルス、食中毒等

の感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し

- ・権利擁護虐待防止委員会（年2回）：権利擁護に関わる内容の検討

## 6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定し防災訓練を行います。
- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。  
　　＜火災訓練 年2回（夜間想定1回）、風水害想定訓練 年1回＞
- ・感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

## 7. 業務遂行における取組

- ・サービスの向上を目的として、事業計画を3ヶ月毎に評価し、業務内容の見直しを行いながら、ケアの提供に取り組みます。

## 8. コストに関する取り組み

身近である光熱水費や物品などのコスト管理については、ただ単に経費を削減するというだけでなく、限られた財源の中において、無駄を省くことや費用対効果を高めるという視点を持つことが必要であり、一方で、業務の効率化による時間外勤務の削減など、目に見えにくい部分のコストについても、全職員が意識し、少しでも無駄を減らすことを目標とします。

- ・光熱水費は、前年度の月別使用料を確認しながら、毎月把握に努めます。
- ・電気、水道、ガスの使用方法を見直し、節約に努めます。
- ・節水機器についても法人全体で必要に応じ検討・導入し、経費節減に努めます。
- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。
- ・職員の乱暴な取扱いや不注意などによる破損をなくし、使用や操作方法、周辺環境の確認を行ったうえで、破損理由などを分析・共有し再発予防に努めます。
- ・おむつやパットの選定・使用方法について、アテントマイスター・プロ資格を取得し、おむつの必要性、適切なパットの使用など無駄を無くし、ご利用者に合ったものを提供します。
- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心掛けるとともに、在庫管理を適切に行い無駄のないよう努めます。
- ・時間外勤務の削減のため、時間外勤務の原因を分析し、業務の見直しなどを図ります。

## 9. 事業所の稼働管理

(短期療養) 稼働目標：100%

- ・近隣の居宅介護支援事業所や家族に空床情報を提供します。
- ・居宅介護支援事業所と密に連絡をとり、ご利用者の情報共有に努めます。
- ・困難事例や緊急な依頼にも柔軟に対応し、定期利用者の獲得に努めます。
- ・老健入所まで期間があるケースや、老健入院中などの空床時には、ショート利用の提案を積極的に行います。

2025年度　社会福祉法人寿泉会  
万葉の里居宅介護支援事業 事業計画書

## 1. 万葉の里の運営方針

- ・私達は、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるようグループのスケールメリットを活かし安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達はグループの介護事業、医療事業へ期待してくださるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私達はご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できないこと」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私達はご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約の痛み」を思いやり、最良の助力を惜しみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達はより良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行いケアに繋げます。
- ・私達は既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもと末永く勤められるよう利用者満足、職員満足のために「私達ができること」を考えます。

## 2. 万葉の里居宅介護支援事業の運営方針

可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の選択に基づき、各種サービスが総合的・効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

## 3. 万葉の里居宅事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

### (1) 相談援助

- ・相談者の不安と緊張をほぐし、相談者が話しやすい雰囲気、環境をつくります。
- ・温かい気持ちで焦らず、冷静かつ公平な姿勢で状況の詳細を聴き、ニーズを正確に把握します。

### (2) ケアマネジメント部門

- ・公正中立な立場でご利用者の意思を尊重し、利用者自身が自らサービスを選択し、決定できるよう必要な情報を提供します。
- ・必要なスキルを身につけるため研修に参加して自己研鑽に努めます。
- ・利用者の入退院時に迅速に医療機関と連携が図れるよう情報提供を図ります。
- ・各サービス提供事業所に個別サービス計画書の提出依頼を行います。

## 4. 行事の実施

コロナ感染拡大状況を踏まえながら実施

(顔の見える関係で地域つくりを目的とする)

- ・高岡地区 交流会（年3回程度）：新規利用者獲得・地域との関係を深めるため

## 5. 会議・研修等の開催

### (1) 会議

- ・居宅会議（月1回程度）：情報交換、共有、困難事例の検討相談など
- ・運営会議（月1回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議
- ・CS・ES会議（月1回）：顧客満足・従業員満足に関する会議

### (2) 研修

- ・三重県介護支援専門員協会、津支部、津一志包括支援センター、津市在宅療養支援センター、三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会、特定事業所加算算定居宅事業所等の研修会に参加します。
- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年2回）：感染症予防及びまん延防止のため
- ・コンプライアンス（ハラスマント）に関する研修（対象：全職員・年1回）：法令遵守のため
- ・権利擁護（虐待・身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年1回）：ご利用者の権利擁護のため
- ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得
- ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年2回）：事故防止に向けての知識等の取得
- ・グループ内研修（対象：全職員・随時）：職員全体のスキルアップを図る

### (3) 委員会

- ・感染衛生管理委員会（年4回）：ノロウィルスやインフルエンザ、コロナウイルス、食中毒等の感染症予防及びまん延防止に関する啓発、マニュアル見直し
- ・防災委員会（月1回）：施設内の防火管理に対することや防災対策の検討

## 6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。
- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定した防災訓練を行います。
- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。  
　　＜火災訓練 年2回（夜間想定1回）、風水害想定訓練 年1回＞
- ・危機管理計画の策定  
　　危機に適切に対応できるよう、平時から準備を行います。  
　　危機に臨んでは発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行って、サービス利用者への影響を最小限に留め、安心して介護サービスを利用できる環境を整えます。この際、地域の要請にも応えられるよう連携の強化を図ります。

## 7. 業務遂行における取組

専門知識・技術向上を図ることを目的に外部研修会に積極的に参加し、利用者に適切なケアマネジメントが行えるよう努めます。

## 8. コストに関する取り組み

- ・同一地区の利用者宅への訪問は効率よく訪問できるよう調整を心がけます。
- ・プリントアウトする印刷物の失敗がないよう、プレビューで確認します。
- ・1ヶ月、1週間、1日で行う業務スケジュールを立て就業時間内で終えるよう計画します。

## 9. 事業所の稼働管理

- ・入院者・入所者の状態把握ができるよう定期的に関係機関と連絡をとります。
- ・定期的に津一志包括支援センターを訪問し、新規利用者のご紹介を依頼します。
- ・グループの入所施設や居宅介護支援事業所との連携に努めます。

空P

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
万葉の里通所リハビリ事業 事業計画書（案）

## 1. 万葉の里の運営方針

- ・私達は、ご利用者が末永く在宅での暮らしを維持・継続できるよう、グループのスケールメリットを活かし安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達は、グループの介護事業、医療事業に期待してくださるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できること」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力を惜しみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達は、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は、老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行いケアに繋げます。
- ・私達は、既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもと末永く勤められるよう利用者満足、職員満足のために「私達ができること」を考えます。

## 2. 万葉の里通所リハビリ事業の運営方針

- ・居宅介護支援事業所からのケアプラン及び医師の指示に基づき、通所リハビリテーション計画を策定し実施します。
- ・ご利用者・ご家族に対しては、在宅生活上のニーズを確認し、介護及び療養上のアドバイスや機能維持へ向けた日常生活上の助言を、理解しやすいよう懇切丁寧に行い、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。
- ・介護支援専門員に対しては、サービス担当者会議へ積極的に参加し、実務上抽出される課題やご利用者の状況を情報提供する事で、ご利用者を中心としたより良い療養生活、チームケアの実現を図るべく努めます。
- ・在宅系サービス（訪問リハ・デイサービス等）と連動し、マネジメントを行うと共に、ご利用者の明確な目標に対して機能訓練等を行い、在宅での生活の安定を図れるよう援助します。
- ・地域の潜在的な利用者を発掘するために、地域の居宅介護支援事業者および在宅系事業所と連携を取りながら、グループとしての事業を周知することで、事業基盤の構築を図ります。
- ・地域で開催する「地域支援事業」や万葉の里での「施設見学」といった機会を活用し、通所リハビリテーションの事業内容の啓発を行います。
- ・実績票を届けに、居宅介護支援事業者への訪問を行い、空き情報の広報を行います。
- ・退院後は、スムーズに在宅生活が送れるように病院との情報共有に取り組みます。
- ・事業実績（要支援・要介護ご利用者数・個別対応者数）などの様々な指標から分析し、職員配置と業務の適正化を図ります。
- ・リハビリ専門職の配置により、ご利用者に対して多角的な検証および情報の共有化、事業のリスク管理を図ります。
- ・他の在宅系事業所との意見交換等をおこない、職員の意識向上を図ります。
- ・地域の医療機関と連携を図り、ご利用者の情報共有に努めます。

- ・サービスの質の向上を目指し、研修会や連絡協議会への参加を積極的に行い、知識・技術の研鑽に努めます。
- ・他の在宅系事業所との連携強化を図り、ご利用者に有益な継続性のあるサービス提供を目指します。

### 3. 万葉の里通所リハビリ事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

#### (1) 介護部門

- ・ご利用者、ご家族には当事業を利用していただく上で、常に安全・安心を感じていただく為、親切丁寧な説明責任と対応を最優先します。
- ・ご利用者の対応方法については、速やかに検討を行うと共に、知識・技術の研鑽に努めます。
- ・多職種連携、チームケア、情報共有を行い、その方に適したサービスを提供し、可能な限り在宅での生活が継続できるように努めます。

#### (2) 看護部門

- ・毎日のバイタルチェックに加え、隨時ご利用者の状態変化に気付き、必要に応じて医療の助言・処置等を行います。
- ・ご利用者の病状の増悪の早期発見、起こりうるリスクの予測、未然に症状悪化を防げるよう�数職種連携を図り、情報交換・共有を行い看護ケアに努めます。

#### (3) 機能訓練部門

##### (住宅評価・動作評価の実施)

- ・既存のご利用者は、能力の変化に伴う自宅内での動作評価が行えていないケースが多く、必要に応じて、歩行補助具の変更・福祉用具の追加・住宅改修の提案を行います。
- ・リハビリテーション会議を通して、目標設定を行い、目標達成に向けて取り組みます。

##### (自主トレーニングの提案)

- ・運動メニューをデイケア利用時に行っておりますが、自宅で行われているご利用者は少ないことから、更に身体能力を向上できるよう自宅でも行えるメニューを提案し、実施状況を確認しながら在宅時のトレーニングと利用時のトレーニングの効果を検証します。

##### (屋外歩行訓練の継続)

- ・在宅での環境を含め必要なご利用者に対し、屋外歩行訓練を行います。

#### (4) 栄養部門

- ・身体状況に応じた食事を提供し、嗜好に応じた食事が提供できるよう努めます。
- ・季節感を感じられる3ヶ月毎のサイクルメニュー・イベント食などを提供します。
- ・適温且つおいしく、目で見ても楽しめる食事を提供します。
- ・委託業者と連携を取り、より良い食事が提供できるように努めます。
- ・盛り付けを工夫し、その食事に合った食器の選択・購入を行い、ご利用者様に喜んでいただけ るよう努めます。

#### (5) 相談援助・ケアマネジメント部門

- ・ご利用者、ご家族からの相談等があった際には、他職種との連携、社会資源を活用し、ご利用者の利益となるよう努めます。

- ・可能な限り在宅での生活を継続出来るように、多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行い、ご利用者の元気力・健康力の向上に努めます。

#### 4. 行事の実施

※行事企画の主眼点（目的・効果）、年間予定等を記載

- 4月 花見
- 5月 端午の節句
- 7月 七夕行事
- 8月 夏祭り行事
- 9月 敬老会
- 10月 運動会
- 11月 芋掘り、文化祭
- 12月 忘年会、クリスマス会
- 2月 節分行事
- 3月 ひな祭り行事

- ・おやつ作り活動は季節感を味わいつつ、楽しみながら参加することができ、季節行事、昔懐かしいお菓子を作ることで、生き生きとした会話ができるように繋げます。
- ・地域ボランティアを受け入れることで、ご利用者の楽しみや地域との交流に繋げます。また、展示会にご利用者の作品を展示することでご利用者の意欲向上・社会参加に繋げます。

※新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染対策の徹底、実施について都度検討します。

#### 5. 会議・研修等の開催

##### (1) 会議

- ・運営会議(月1回)

管理者及び専門職の代表者による施設運営に関する会議

- ・CS・ES会議(月1回)

顧客満足・従業員満足に関する会議

- ・デイケア運営会議(月1回)

上記会議での内容報告やデイケアでの行事、サービスの方向性について話し合う。ご利用者へのサービス課題点について解決策を検討する。

- ・夕礼(毎日ご利用者送迎後)

当日のご利用者の身体状況、担当者会議・リハビリ会議等の報告、新規調査の報告等についてリハビリ職員を含め話し合う(業務改善・情報共有・症例検討)。

##### (2) 研修

- ・感染症に係る研修(対象:全職員・年2回):感染症予防及び蔓延防止のため

- ・コンプライアンス研修(対象:全職員・年1回):法令遵守のため

- ・権利擁護(身体拘束・人権)に関する研修(対象:全職員・年1回):ご利用者の権利擁護のため

- ・身体拘束に係る研修(対象:全職員・年2回):身体拘束廃止に関する知識等の取得

- ・事故防止に係る研修(対象:全職員・年2回):事故防止に向けての知識等の取得

- ・グループ内研修(対象:全職員・随時):職員全体のスキルアップを図る

### (3) 委員会

- ・事故防止委員会(月1回)

発生した事故の原因・対応方法を調査・審議し、今後の再発防止策を検討する。またインシデント、アクシデント事例も含めた事故予防に努めており、書類等を整理し、安全に業務を遂行できているか率先して確認していく。

- ・感染衛生管理委員会(年4回)

ノロウイルスやインフルエンザ・コロナウイルス・食中毒等の感染症予防対策の検討を行い、必要に応じて職員に研修・指導を行う。

- ・行事委員会(年6回)

施設行事の立案・実行。

## 6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。

- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害発生を想定した防災訓練を行います。

- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。

　　<火災訓練 年2回（夜間想定1回）、風水害想定訓練 年1回>

- ・非常連絡網の確認、修正を行います。(年4回)

## 7. BCP（事業継続計画）における取り組み

感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、事業の継続あるいは早期復旧が図れるよう、防災委員会及び感染衛生管理委員会と協働し、平常時から研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

- ・自然災害 研修（年2回）、訓練（年2回）

- ・感染症 研修（年2回）、訓練（年2回）

## 8. 業務遂行における取り組み

- ・利用率向上のため各居宅介護支援事業所に空き状況を定期的に報告し、居宅介護支援事業者からのご利用者の紹介により、利用率の向上を図ります。又、ご利用者情報も定期的に報告することにより、お互いの信頼関係の構築を図ります。

- ・職員間で統一した目標に取り組む為に会議等で事業計画に掲げた目標の進捗を確認します。各職員がグループの一員と自覚を持って業務にあたることにより、グループの取り組みを念頭に行動できるようにします。

## 9. コストに関する取り組み

- ・身近である光熱水費や物品などのコスト管理については、ただ単に経費を削減するだけでなく、限られた財源の中において、無駄を省くことや費用対効果を高めるという視点を持つことが必要であり、一方で、業務の効率化による時間外勤務の削減など、目に見えにくい部分のコストについても、全職員が意識し、少しでも無駄を減らすことを目標とします。

- ・電気、水道、ガスの使用方法を見直し、節約に努めます。

- ・節水機器についても法人全体で必要に応じ検討・導入し、経費節減に努めます。

- ・費用の発生に対しては、常に費用対効果の視点で検討します。

- ・職員の乱暴な取扱いや不注意などによる破損をなくし、使用や操作方法、周辺環境の確認を行った上で、破損理由などを分析・共有し再発予防に努めます。
- ・消耗品等の使用については、適正な使用を心掛けるとともに、在庫管理を適切に行い無駄のないよう努めます。
- ・時間外勤務の削減のため、時間外勤務の原因を分析し、業務の見直しなどを図ります。

## 10. 事業所の稼働管理

目標稼動 80%

- ・在宅で暮らすご利用者が、当事業に何を期待して利用されているのかを理解した運営を行います。
- ・リハビリ専門職と連携を図り、ご利用者の健康への意欲を高めるようなアプローチを行います。
- ・居宅介護支援事業所や病院へ空き状況のお知らせをしながら、介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等との関係性を築き、ご利用登録者数の拡大を図ります。

空P

2025年度 社会福祉法人寿泉会  
万葉の里訪問リハビリ事業 事業計画書（案）

### 1. 万葉の里の運営方針

- ・私達は、ご利用者が末永く在宅での暮らしが維持、継続できるようグループのスケールメリットを活かし安心した暮らしのご提案に努めます。
- ・私達は、グループの介護事業、医療事業へ期待して下さるすべての方に対し、真心と感謝の気持ちをもって、親切丁寧な説明、サービスの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の「健康への望み」を満たすため、ご利用者に寄り添い、ご本人の「できないこと」へのケアの援助から、ご本人の「できること」に着眼したケアの提供に努めます。
- ・私達は、ご利用者の能力を把握し、障害によって生じた「活動への制限」「参加への制約のいたみ」を思いやり、最良の助力を惜しみなく行い、安心した暮らしの継続が図れるよう努めます。
- ・私達は、より良いケアの実践のために、介護スキルの向上に取り組みます。
- ・私達は、老健事業だからこそできる多職種連携、チームケア、コミュニケーションを密に行いケアに繋げます。
- ・私達は、既存職員、新卒者、中途採用者が働きやすい職場環境のもと末永く勤められるよう利用者満足、職員満足のために「私達ができること」を考えます。

### 2. 万葉の里訪問リハビリ事業の運営方針

- ・ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- ・自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行います。
- ・指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者又はご家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明します。
- ・常にご利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者に対し適切なサービスを提供します。

### 3. 万葉の里訪問リハビリ事業としてのケア等（サービス提供等）への取り組み

#### (1) 訪問リハビリ部門

##### (情報共有)

- ・各チームで訪問リハビリ実施日に、その日の様子や今後の展開を話し合い、どのスタッフが訪問しても、その時の状態に合わせたサービスを展開できるよう努めます。

##### (ご利用者の卒業)

- ・ご本人、ご家族、担当ケアマネージャーと目標を共有し、目標達成に伴う円満な卒業に努めます。

##### (目標設定)

- ・漫然とした機能訓練を実施するのではなく、ご本人の「しなければならない・してみたい活動」に焦点を当てて目標を設定します。

## 4. 行事の実施

### (健康教室)

- ・施設在籍のケアマネージャーの依頼により、高岡地区の健康教室を実施します。年3回（7月・9月・11月）実施予定。周辺の地域活動によりグループや自施設のPRを行います。

## 5. 会議・研修等の開催

### (1) 会議

- ・リハビリミーティング：参加者：リハスタッフ

毎月第1月曜日に、各事業（入所・デイ・訪問）での問題点等を挙げ、より良いサービスとなるようスタッフで話し合いを行う。

- ・訪問リハビリミーティング：参加者：訪問リハスタッフ

月1回（リハビリミーティング実施前）訪問リハビリでの問題点を挙げ、より良いサービスを提供できるよう訪問スタッフで話し合いを行う。

\*今後事業毎にミーティングを実施し、問題点や今後の展望について話し合う予定。

- ・運営会議（月1回）：管理者及び専門職の代表者の施設運営に関する会議

- ・CS・ES会議（月1回）：顧客満足・従業員満足に関する会議

### (2) 研修

- ・感染症に係る研修（対象：全職員・年2回）：感染症予防及びまん延防止のため

- ・コンプライアンス研修（対象：全職員・年1回）：法令遵守のため

- ・権利擁護（身体拘束・人権）に関する研修（対象：全職員・年1回）：ご利用者の権利擁護のため

- ・身体拘束に係る研修（対象：全職員・年2回）：身体拘束廃止に関する知識等の取得

- ・事故防止に係る研修（対象：全職員・年2回）：事故防止に向けての知識等の取得

※その他、生涯研修等、外部研修への参加の促しを行います。

## 6. 万葉の里における防災への取り組み

- ・職員も含め、人命の保護を最優先します。

- ・消防計画にとどまらず、地震や風水害など大規模災害の発生を想定した防災訓練を行います。

- ・防災訓練の実施：施設内における火災、地震、風水害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。

<火災訓練 年2回（夜間想定1回）、風水害想定訓練 年1回>

- ・訪問先の避難所や避難ルートを確認し、有事の際はスムーズに避難行動が取れるよう準備します。

- ・緊急連絡網を作成し、緊急時の連絡を迅速に行えるよう準備します。

- ・感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

## 7. 業務遂行における取組

- ・ガルーンやホワイトボードを利用して、当日の動き、チームスタッフの動き等が把握できるようにします。

- ・チームのコミュニケーションを密に行います。

- ・スタッフ数の増減（育休取得など）に伴い、訪問リハビリの稼働台数の調整をします。

## **8. コストに関する取り組み**

- ・訪問ルート、訪問時間を柔軟に変更することで安全運転、無事故無違反、ガソリン消費の削減に取組みます。

## **9. 事業所の稼働管理**

- ・80%  
4月下旬に1名、7月下旬に1名の育休取得を予定している為、令和7年2月より新規受け入れを制限し、6月末を目途に2台から1台への稼働に変更します。
- ・1週間の予定表を作成し、稼動状況を確認します。
- ・生産性の向上に努めます。